

# 平成 29 年度 事業報告

社会福祉法人がやの実社



イラスト

吉沢 京子

# 社会福祉法人かやの実社

## 平成 29 年度事業報告

### はじめに

近年、社会福祉法人および保育界で続いていた法人運営、会計基準、人件費補助金等の制度改革が一段落し、また、保育指針が改定されるなど、29年度は新制度の安定期に入ったと言える。この1年はそれら新制度に対応した組織作り、運営体制の整備に費やされたが、引き続き新制度に対応した組織、園運営に集中することになる。

ただ、これらの改革は、従来、各法人が主体的、独自に取り組んできた保育者の教育・養成および給与体系、児童の保育すなわち保護・養育が、国家レベルで指導・統制される色彩が濃厚となった。組織としての法人、あるいは保育所、個人としての保育者あるいは児童が、それぞれ個としての自主性、独自性が排除され、集団としての統一性が重視されるようになったのではないか。生物の進化の過程、あるいは企業の発展の経過等をみても、いかに多様な集団を形成維持するかが発展の鍵であり、高度に統制された社会、多様性を失った集団が進歩、進化の袋小路に迷い込む傾向が強いことは明白である。今後、当法人として自主性、独自性を失うこと無く新制度、新保育指針に向き合っていかなければならない。29年度は、そのための下地作りの期間であったと言える。

羽村市では、宿舍借り上げ補助の実施に向け、市と羽村市立保育園協議会で交渉を続けた1年だった。ようやく他の地域より遅れること2年、30年度より宿舍借り上げ補助が実施される運びとなった。これにより他地域へ職員の流出に歯止めがかかると期待される。

本法人では、29年度に定款の改正、評議員会の設置、ハラスメント防止規定の改定、育児介護休業規定の改定、長期修繕計画・資金計画の改定を行った。また、法人改革に伴う組織図の改定、法人業務計画表の改定、ホームページのリニューアル（現状未完成）、法人組織の強化（理事長、施設長、統括会計責任者、事務長による職務分担化）を図った。また、理事1名一身上の都合により退任があった。

以上、29年度は制度改革や法人組織、運営体制の組み直し等が慌ただしく続き、通常業務に遅れが生じてしまった。今後は、これらの遅れを取り戻しつつ、再構築された体制の安定化を図りながら保育事業を進める。

# 1. 保育をとりまく状況

## 1. 国の動き

### 1 保育所保育指針改訂

#### (新) 保育所保育指針

### 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備および運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項およびこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

#### 1 保育所保育に関する基本原則

##### (1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護および教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割および機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術および判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

## (2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持および情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立および協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然および社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

## (3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭および地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

#### (4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

#### (5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

### 2 養護に関する基本的事項

(1) 養護の理念 保育における養護とは、子どもの生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらいおよび内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

## 2 養護に関する基本的事項

### (1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらいおよび内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

## (2)養護に関わるねらいおよび内容

### ア 生命の保持

#### (ア)ねらい

- 1 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- 2 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- 3 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- 4 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

#### (イ)内容

- 1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育および発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- 2 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持および向上に努める。
- 3 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。

子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

### イ 情緒の安定

#### (ア)ねらい

- 1 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- 2 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- 3 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- 4 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

#### (イ)内容

- 1 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- 2 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- 3 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- 4 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

### 3 保育の計画および評価

#### (1) 全体的な計画の作成

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

#### (2) 指導計画の作成

ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

イ 指導計画の作成に当たっては、第2章およびその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいおよび内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。

オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズムおよび心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

### (3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。

ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

### (4) 保育内容等の評価

#### ア 保育士等の自己評価

(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

(ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上および保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

#### イ 保育所の自己評価

(ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。

(ウ) 設備運営基準第 36 条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者および地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

#### (5) 評価を踏まえた計画の改善

ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価およびこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

## 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

### (1) 育みたい資質・能力

ア 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、1の(2)に示す保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識および技能の基礎」

(イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

イ アに示す資質・能力は、第2章に示すねらいおよび内容に基づく保育活動全体によって育むものである。

### (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらいおよび内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

#### ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

#### イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

#### ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えた

り，工夫したり，協力したりし，充実感をもってやり遂げるようになる。

#### エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で，してよいことや悪いことが分かり，自分の行動を振り返ったり，友達の気持ちに共感したりし，相手の立場に立って行動するようになる。また，きまりを守る必要性が分かり，自分の気持ちを調整し，友達と折り合いを付けながら，きまりをつくったり，守ったりするようになる。

#### オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに，地域の身近な人と触れ合う中で，人との様々な関わり方に気付き，相手の気持ちを考えて関わり，自分が役に立つ喜びを感じ，地域に親しみをもつようになる。また，保育所内外の様々な環境に関わる中で，遊びや生活に必要な情報を取り入れ，情報に基づき判断したり，情報を伝え合ったり，活用したりするなど，情報を役立てながら活動するようになるとともに，公共の施設を大切に利用するなどして，社会とのつながりなどを意識するようになる。

#### カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で，物の性質や仕組みなどを感じ取ったり，気付いたりし，考えたり，予想したり，工夫したりするなど，多様な関わりを楽しむようになる。また，友達の様々な考えに触れる中で，自分と異なる考えがあることに気付き，自ら判断したり，考え直したりするなど，新しい考えを生み出す喜びを味わいながら，自分の考えをよりよいものにするようになる。

#### キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して，自然の変化などを感じ取り，好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら，身近な事象への関心が高まるとともに，自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また，身近な動植物に心を動かされる中で，生命の不思議さや尊さに気付き，身近な動植物への接し方を考え，命あるものとしていたわり，大切にすることを覚えるようになる。

#### ク 数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で，数量や図形，標識や文字などに親しむ体験を重ねたり，標識や文字の役割に気付いたりし，自らの必要感に基づきこれらを活用し，興味や関心，感覚をもつようになる。

#### ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で，絵本や物語などに親しみながら，豊かな言葉や表現を身に付け，経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり，相手の話を注意して聞いたりし，言葉による伝え合いを楽しむようになる。

#### コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で，様々な素材の特徴や表現の仕方など

に気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

## 第2章 保育の内容

この章に示す「ねらい」は、第1章の1の(2)に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたものである。また、「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したものである。

保育における「養護」とは、子どもの生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。本章では、保育士等が、「ねらい」および「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。

### 1 乳児保育に関わるねらいおよび内容

#### (1) 基本的事項

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」および「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」および精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」および「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

#### (2) ねらいおよび内容

ア 健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。(ア)ねらい

1 身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。

2 伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。 3 食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。

#### (イ) 内容

1 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。

2 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。

3 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。

4 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。

5 おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。

#### (ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩きなど、発育に応じて、遊びの中で体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

2 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。イ 身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

#### (ア) ねらい

1 安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。

2 体の動きや表情、発声等により、保育士等と気持ちを通わせようとする。 3 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。

#### (イ) 内容

1 子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉かけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。 なん

2 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。

3 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 なん

4 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。

5 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。

### (ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮して、子どもの多様な感情を受け止め、温かく受容的・応答的に関わり、一人一人に応じた適切な援助を行うようにすること。

2 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを表し、それに相手が応答する言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくことを考慮して、楽しい雰囲気の中での保育士等との関わり合いを大切にし、ゆっくりと優しく話しかけるなど、積極的に言葉のやり取りを楽しむことができるようにすること。

ウ 身近なものに関わり感性が育つ 身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を  
培う。

### (ア) ねらい

1 身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。

2 見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。

3 身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や手足、体の動き等で表現する。(イ)内容

1 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。

2 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。

3 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。

4 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。

5 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。

### (ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。なお、安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと。

2 乳児期においては、表情、発声、体の動きなどで、感情を表現することが多いことから、これらの表現しようとする意欲を積極的に受け止めて、子どもが様々な活動を楽しむことを通して表現が豊かになるようにすること。

### (3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育および発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

イ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。

ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士および看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。

オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

## 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらいおよび内容

### (1) 基本的事項

ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第 せつ に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」および「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」および感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」および「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

### (2) ねらいおよび内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア)ねらい

- 1 明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。
- 2 自分の体を十分に動かし、様々な動きをしようとする。
- 3 健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ。

(イ)内容

- 1 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
  - 2 食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。
  - 3 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。
  - 4 様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。 5 身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。
  - 6 保育士等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。 せつせつ
  - 7 便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。(ウ)内容の取扱い
- 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもの気持ちに配慮した温かい触れ合いの中で、心と体の発達を促すこと。特に、一人一人の発育に応じて、体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- 2 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。なお、食物アレルギーのある子どもへの対応については、嘱託医等の指示や協力の下に適切に対応すること。
- 3 排泄の習慣については、一人一人の排尿間隔等を踏まえ、おむつが汚れていないときに便器に座らせるなどにより、少しずつ慣れさせるようにすること。
- 4 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア)ねらい

- 1 保育所での生活を楽しみ、身近な人と関わる心地よさを感じる。 2 周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。 3 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりの大切さに気付く。

(イ)内容

- 1 保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。
  - 2 保育士等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。
  - 3 身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと関わりをもって遊ぶ。
  - 4 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。
  - 5 保育所の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。
  - 6 生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。
- (ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。
- 2 思い通りにいかない場合等の子どもの不安定な感情の表出については、保育士等が受容的に受け止めるとともに、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助すること。
- 3 この時期は自己と他者との違いの認識がまだ十分ではないことから、子どもの自我の育ちを見守るとともに、保育士等が仲立ちとなって、自分の気持ちを相手に伝えることや相手の気持ちに気付くことの大切さなど、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくこと。

## ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

### (ア) ねらい

- 1 身近な環境に親しみ、触れ合う中で、様々なものに興味や関心をもつ。
- 2 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- 3 見る、聞く、触るなどの経験を通して、感覚の働きを豊かにする。

### (イ) 内容

- 1 安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。
- 2 玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。
- 3 身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
- 4 自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。
- 5 身近な生き物に気付き、親しみをもつ。
- 6 近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。

### (ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。
- 2 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験へとつながるものであることから、そうした気付きを促すような関わりとなるようにすること。
- 3 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。

## エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

### (ア) ねらい

- 1 言葉遊びや言葉で表現する楽しさを感じる。
- 2 人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
- 3 絵本や物語等に親しむとともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通わせる。

### (イ) 内容

- 1 保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。
- 2 生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。
- 3 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- 4 絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。
- 5 保育士等とごっこ遊びをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。
- 6 保育士等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやり取りを楽しむ。
- 7 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。

### (ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 身近な人に親しみをもって接し、自分の感情などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して、次第に言葉が獲得されていくものであることを考慮して、楽しい雰囲気の中で保育士等との言葉のやり取りができるようにすること。
- 2 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、他の子どもの話などを聞くことを通して、次第に話を理解し、言葉による伝え合いができるようになるよう、気持ちや経験等の言語化を行うことを援助するなど、子ども同士の関わりの中での仲立ちを行うようにすること。
- 3 この時期は、片言から、二語文、ごっこ遊びでのやり取りができる程度へと、大きく言葉の習得が進む時期であることから、それぞれの子どもの発達の状況に応じて、遊びや関わり工夫など、保育の内容を適切に展開することが必要であること。

## オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

### (ア) ねらい

- 1 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。
- 2 感じたことや考えたことなどを自分なりに表現しようとする。
- 3 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージや感性が豊かになる。

### (イ) 内容

- 1 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- 2 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。
- 3 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。
- 4 歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。
- 5 保育士等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。
- 6 生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。

(ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにすること。
- 2 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行うようにすること。
- 3 様々な感情の表現等を通じて、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる時期であることに鑑み、受容的な関わりの中で自信をもって表現をすることや、諦めずに続けた後の達成感等を感じられるような経験が蓄積されるようにすること。
- 4 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、諸感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなど保育の環境を整えること。

## (3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。

イ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

ウ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。

エ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間

で協力して対応すること。

### 3歳以上児の保育に関するねらいおよび内容

#### (1) 基本的事項

ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」および「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」および感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」および「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

#### (2) ねらいおよび内容

##### ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

##### (ア) ねらい

- 1 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- 2 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- 3 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。

##### (イ) 内容

- 1 保育士等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- 2 いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- 3 進んで戸外で遊ぶ。
- 4 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- 5 保育士等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- 6 健康な生活のリズムを身に付ける。
- 7 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。

8 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。

9 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

10 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

#### (ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士等や他の子どもとの温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

2 様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。

3 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、子どもの動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。

4 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育士等や他の子どもと食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

5 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもと関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。

6 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

#### イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

#### (ア) ねらい

1 保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。

2 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもち。

3 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

1 保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 2 自分で考え、自分で行動する。

3 自分でできることは自分でする。

4 いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。

5 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。

6 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。

7 友達によさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。

8 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。

9 よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。

10 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

11 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。

12 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。

13 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

(ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 保育士等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、子どもが自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

2 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。

3 子どもが互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるとともに、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。

4 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。

5 集団の生活を通して、子どもが人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、子どもが保育士等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調

整する力が育つようにすること。

6 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

## ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

### (ア) ねらい

- 1 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- 2 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- 3 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

### (イ) 内容

- 1 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- 2 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- 3 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- 4 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- 5 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。
- 6 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- 7 身近な物を大切にすること。
- 8 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- 9 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- 10 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- 11 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
- 12 保育所内外の行事において国旗に親しむ。

(ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気づき、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つよう

にすること。

2 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。

3 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。

4 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

5 数量や文字などに関しては、日常生活の中で子ども自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

## エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

### (ア) ねらい

1 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。

2 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。

3 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

### (イ) 内容

1 保育士等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。

2 したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。

3 したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。

4 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。

5 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。

6 親しみをもって日常の挨拶をする。

7 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

8 いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。

9 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

10 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

## (ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、子どもが保育士等や他の子どもと関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- 2 子どもが自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育士等や他の子どもなどの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- 3 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- 4 子どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- 5 子どもが日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。

## オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

### (ア) ねらい

1 いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。2 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。3 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

### (イ) 内容

- 1 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- 2 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- 3 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- 4 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- 5 いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- 6 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- 7 かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。
- 8 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味

わう。

#### (ウ) 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

1 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに会い、そこから得た感動を他の子どもや保育士等と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようにすること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

2 子どもの自己表現は素朴な形で行われることが多いので、保育士等はそのような表現を受容し、子ども自身の表現しようとする意欲を受け止めて、子どもが生活の中で子どもらしい様々な表現を楽しむことができるようにすること。

3 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の子どもの表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

### (3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらいおよび内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であること

を踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。

イ 子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であること。なお、そのような活動の時間については、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定すること。

ウ 特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること。

## 4 保育の実施に関して留意すべき事項

### (1) 保育全般に関わる配慮事項

ア 子どもの心身の発達および活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。

イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。

ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。

エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。

オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

## (2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

## (3) 家庭および地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭および地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関および団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

## 第3章 健康および安全

保育所保育において、子どもの健康および安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持および増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康および安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、第1章および第2章等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

## 1 子どもの健康支援

### (1) 子どもの健康状態並びに発育および発達状態の把握

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育および発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

イ 保護者からの情報とともに、登所時および保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

### (2) 健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持および増進に努めていくこと。

イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

### (3) 疾病等への対応

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断および指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。

## 2 食育の推進

### (1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価および改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

### (2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携および協働の下で、食に関する取組が進められること。

また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

## 3 環境および衛生管理並びに安全管理

### (1) 環境および衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設の設備および用具等の衛生管理に努めること。

イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子どもおよび全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

### (2) 事故防止および安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

## 4 災害への備え

### (1) 施設・設備等の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

### (2) 災害発生時の対応体制および避難への備え

ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容および手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡および子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

### (3) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

## 第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章および第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者および地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

### 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

#### (1) 保育所の特性を生かした子育て支援

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。

イ 保育および子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

## (2) 子育て支援に関して留意すべき事項

ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携および協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。

イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること。

## 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

### (1) 保護者との相互理解

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。

### (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。

イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携および協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

### (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

### 3 地域の保護者等に対する子育て支援

#### (1) 地域に開かれた子育て支援

ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

#### (2) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携および協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携および協力して取り組むよう努めること。

## 第5章 職員の資質向上

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上および職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

### 1 職員の資質向上に関する基本的事項

#### (1) 保育所職員に求められる専門性

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務および責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識および技術の修得、維持および向上に努めなければならない。

#### (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識およ

び技能を身につけられるよう努めなければならない。

## 2 施設長の責務

### (1) 施設長の責務と専門性の向上

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質および職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

### (2) 職員の研修機会の確保等

施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

## 3 職員の研修等

### (1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識および技術の修得、維持および向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

### (2) 外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

## 4 研修の実施体制等

### (1) 体系的な研修計画の作成

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

### (2) 組織内での研修成果の活用

外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識および技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質および専門性の向上につなげていくことが求められる。

### (3) 研修の実施に関する留意事項

施設長等は保育所全体としての保育実践の質および専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

## II 保育所保育指針解説書

### 序章

#### 1 保育所保育指針とは何か

保育所保育指針は、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらいおよび内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたものである。保育所保育は、本来的には、各保育所における保育の理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況および地域の実情等を踏まえて行われるものであり、その内容については、各保育所の独自性や創意工夫が尊重される。その一方で、全ての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、各保育所が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みが必要となる。このため、一定の保育の水準を保ち、更なる向上の基点となるよう、保育所保育指針において、全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定めている。

全国の保育所においては、この保育所保育指針に基づき、子どもの健康および安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育の内容を組織的・計画的に構成して、保育を実施することになる。この意味で、保育所保育指針は、保育環境の基準（児童福祉施設の設備および運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）における施設設備や職員配置等）や保育に従事する者の基準（保育士資格）と相まって、保育所保育の質を担保する仕組みといえる。

なお、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）および認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、保育所にとどまらず、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業および認可外保育施設においても、保育所保育指針の内容に準じて保育を行うことが定められている。

#### 2 保育所保育指針の基本的考え方

保育所保育指針は、厚生労働大臣告示として定められたものであり、規範性を有する基準としての性格をもつ。保育所保育指針に規定されている事項は、その内容によって、①遵守しなければならないもの、②努力義務が課されるもの、③基本原則にとどめ、各保育所の創意や裁量を許容するもの、または各保育所での取組が奨励されることや保育の実施上の配慮にとどまるものなどに区別される。各保育所は、これらを踏まえ、それぞれの実情に応じて創意工夫を図り、保育を行うとともに、保育所の機能および質の向上に努めな

ければならない。

また、保育所保育指針においては、保育所保育の取組の構造を明確化するため、保育の基本的な考え方や内容に関する事項とこれらを支える運営に関する事項とを整理して示しているが、保育の実施に当たっては、両者は相互に密接に関連するものである。

各保育所では、保育所保育指針を日常の保育に活用し、社会的責任を果たしていくとともに、保育の内容の充実や職員の資質・専門性の向上を図ることが求められる。さらに、保育に関わる幅広い関係者に保育所保育指針の趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取組が進められていくことが期待される。

### 3 改定の背景および経緯

保育所保育指針は、昭和 40 年に策定され、平成 2 年、平成 11 年と 2 回の改訂を経た後、前回平成 20 年度の改定に際して告示化された。その後、子どもの健やかな成長を支援していくため、全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目標に掲げた子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から施行された。また、1, 2 歳児を中心に保育所利用児童数が大幅に増加するなど、保育をめぐる状況は大きく変化している。

この間、子どもの育ちや子育てに関わる社会の状況については、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行、共働き家庭の増加等を背景に、様々な課題が拡大、顕在化してきた。子どもが地域の中で人々に見守られながら群れて遊ぶという自生的な育ちが困難となり、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になる人も増えてきている一方で、身近な人々から子育てに対する協力や助言を得られにくい状況に置かれている家庭も多いことなどが指摘されている。保育の充実や地域における子育て支援の展開など保育関係者の努力によって改善されてきた面もあるものの、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱く人は依然として少なくない。こうした中、児童虐待の相談対応件数も増加しており、大きな社会問題となっている。

他方、様々な研究成果の蓄積によって、乳幼児期における自尊心や自己制御、忍耐力といった主に社会情動的側面における育ちが、大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかとなってきた。これらの知見に基づき、保育所において保育士等や他の子どもたちと関わる経験やそのあり方は、乳幼児期以降も長期にわたって、様々な面で個人ひいては社会全体に大きな影響を与えるものとして、我が国はもとより国際的にもその重要性に対する認識が高まっている。

これらのことを背景に、保育所が果たす社会的な役割は近年より一層重視されている。このような状況の下、平成 27 年 12 月に社会保障審議会児童部会保育専門委員会が設置され、幅広い見地から保育所保育指針の改定に向けた検討が行われた。そして、保育専門委員会における「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（平成 28 年 12 月 21 日）

を受けて、新たに保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）が公示され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなった。

保育所保育指針は保育所、保育士等にとって、自らの行う保育の拠りどころとなるものである。今回の改定が保育所保育の質の更なる向上の契機となり、保育所で働く保育士等はもちろん、乳幼児期の子どもの保育に関わる幅広い関係者にもその趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取組が、今後も着実に進められていくことが求められる。

## 4 改定の方向性

今回の改定は、前述の社会保障審議会児童部会保育専門委員会による議論を踏まえ、以下に示す 5 点を基本的な方向性として行った。

### （1）乳児・1 歳以上 3 未満の保育に関する記載充実

乳児から 2 歳児までは、心身の発達の大基盤が形成される上で極めて重要な時期である。また、この時期の子どもが、生活や遊びの様々な場面で主体的に周囲の人やものに興味をもち、直接関わっていかうとする姿は、「学びの芽生え」といえるものであり、生涯の学びの出発点にも結び付くものである。

こうしたことを踏まえ、3 歳未満児の保育の意義をより明確化し、その内容について一層の充実を図った。

特に乳児期は、発達の諸側面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の三つの視点から保育内容を整理して示し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるようにした。

### （2）保育所における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育においては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、環境を通して養護および教育を一体的に行っている。幼保連携型認定こども園や幼稚園と共に、幼児教育の一翼を担う施設として、教育に関わる側面のねらいおよび内容に関して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および幼稚園教育要領との更なる整合性を図った。

また、幼児教育において育みたい子どもたちの資質・能力として、「知識および技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を示した。そして、これらの資質・能力が、第 2 章に示す健康・人間関係・環境・言葉・表現の各領域におけるねらいおよび内容に基づいて展開される保育活動全体を通じて育まれていった時、幼児期の終わり頃には具体的にどのような姿として現れるかを、「幼児期の終わりまでに育って

ほしい姿」として明確化した。

保育に当たっては、これらを考慮しながら、子どもの実態に即して計画を作成し、実践することが求められる。さらに、計画とそれに基づく実践を振り返って評価し、その結果を踏まえた改善を次の計画へ反映させていくことが、保育の質をより高めていく上で重要である。

こうしたことを踏まえ、保育の計画の作成と評価および評価を踏まえた改善等についても、記載内容を充実させた。

### (3) 子どもの育ちをめぐる環境変化踏まえた健康および安全記載の見直し

社会状況の様々な変化に伴い、家庭や地域における子どもの生活環境や生活経験も変化・多様化しており、保育所においては、乳幼児一人一人の健康状態や発育の状態に応じて、子どもの健康支援や食育の推進に取り組むことが求められる。また、食物アレルギーをはじめとするアレルギー疾患への対応や、保育中の事故防止等に関しては、保育所内における体制構築や環境面での配慮および関係機関との連携など、最近の科学的知見等に基づき必要な対策を行い、危険な状態の回避に努めなければならない。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を経て、安全、防災の必要性に対する社会的意識が高まっている。災害発生後には、保育所が被災者をはじめとする地域住民の生活の維持や再建を支える役割を果たすこともある。子どもの生命を守るために、災害発生時の対応を保護者と共有するとともに、平時からの備えや危機管理体制づくり等を行政機関や地域の関係機関と連携しながら進めることが求められる。

これらを踏まえて、食育の推進や安全な保育環境の確保等を中心に記載内容を見直し、更なる充実を図った。

### (4) 保護者・家庭および地域と連携した子育て支援の必要性

前回の保育所保育指針改定により「保護者に対する支援」が新たに章として設けられたが、その後も更に子育て家庭に対する支援の必要性は高まっている。それに伴い、多様化する保育ニーズに応じた保育や、特別なニーズを有する家庭への支援、児童虐待の発生予防および発生時の迅速かつ的確な対応など、保育所の担う子育て支援の役割は、より重要性を増している。

また、子ども・子育て支援新制度の施行等を背景に、保育所には、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点をもち、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視して支援を行うとともに、地域で子育て支援に携わる他の機関や団体など様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められている。こうしたことを踏まえて、改定前の保育所保育指針における「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改めた上で、記載内容の整理と充実を図った。

## (5) 職員の資質・専門性向上

保育所に求められる機能や役割が多様化し、保育をめぐる課題も複雑化している。こうした中、保育所が組織として保育の質の向上に取り組むとともに、一人一人の職員が、主体的・協働的にその資質・専門性を向上させていくことが求められている。

このため、各保育所では、保育において特に中核的な役割を担う保育士をはじめ、職員の研修機会の確保と充実を図ることが重要な課題となる。一人一人の職員が、自らの職位や職務内容に応じて、組織の中でどのような役割や専門性が求められているかを理解し、必要な力を身に付けていくことができるよう、キャリアパスを明確にし、それを見据えた体系的な研修計画を作成することが必要である。また、職場内外の研修機会の確保に当たっては、施設長など管理的立場にある者による取組の下での組織的な対応が不可欠である。

こうした状況を背景に、平成 29 年 4 月には、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法について、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」が定められた（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）。今後、各保育所において、このガイドラインに基づく外部研修を活用していくことが期待される。

これらのことを踏まえて、施設長の役割および研修の実施体制を中心に、保育所において体系的・組織的に職員の資質・向上を図っていくための方向性や方法等を明確化した。

## 5 改定の要点

改定の方向性を踏まえて、前回の改定における大綱化の方針を維持しつつ、必要な章立ての見直しと記載内容の変更・追記等を行った。主な変更点および新たな記載内容は、以下の通りである。

### (1) 総則

保育所の役割や保育の目標など保育所保育に関する基本原則を示した上で、養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育指針全体にとって重要なものであることから、「養護に関する基本的事項」を総則において記載することとした。

また、「保育の計画および評価」についても総則で示すとともに、改定前の保育所保育指針における「保育課程の編成」については、「全体的な計画の作成」とし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および幼稚園教育要領との構成的な整合性を図った。

さらに、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、「育みたい資質・能力」および「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を、新たに示した。

### (2) 保育の内容

保育所における教育については、幼保連携型認定こども園および幼稚園と構成の共通化

を図り、「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の各領域における「ねらい」「内容」「内容の取扱い」を記載した。その際、保育所においては発達による変化が著しい乳幼児期の子どもが長期にわたって在籍することを踏まえ、乳児・1歳以上3歳未満児・3歳以上児に分けて示した。また、改定前の保育所保育指針第2章における「子どもの発達」に関する内容を、「基本的事項」に示すとともに、各時期のねらいおよび内容等と併せて記載することとした。

乳児保育については、この時期の発達の特性を踏まえ、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・社会的・精神的発達の基盤を培うという基本的な考え方の下、乳児を主体に、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という三つの視点から、保育の内容を記載した。

さらに、年齢別に記載するのみでは十分ではない項目については、別途留意すべき事項として示した。

### （3）健康および安全

子どもの育ちをめぐる環境の変化や様々な研究、調査等による知見を踏まえ、アレルギー疾患を有する子どもの保育および重大事故の発生しやすい保育の場面を具体的に提示しての事故防止の取組について、新たに記載した。

また、感染症対策や食育の推進に関する項目について、記載内容の充実を図った。さらに、子どもの生命を守るため、施設・設備等の安全確保や災害発生時の対応体制および避難への備え、地域の関係機関等との連携など、保育所における災害への備えに関する節を新たに設けた。

### （4）子育て支援

改定前の保育所保育指針と同様に、子育て家庭に対する支援について基本的事項を示した上で、保育所を利用している保護者に対する子育て支援と、地域の保護者等に対する子育て支援について述べる構成となっている。

基本的事項については、改定前の保育所保育指針の考え方や留意事項を踏襲しつつ、記載内容を整理するとともに、「保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努める」ことを明記した。

また、保育所を利用している保護者に対する子育て支援については、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与する取組として、保育の活動に対する保護者の積極的な参加について記載するとともに、外国籍家庭など特別なニーズを有する家庭への個別的な支援に関する事項を新たに示した。

地域の保護者等に対する子育て支援についても、改定前の保育所保育指針において示された関係機関等との連携や協働、要保護児童への対応等とともに、保育所保育の専門性を

生かすことや一時預かり事業などにおける日常の保育との関連への配慮など，保育所がその環境や特性を生かして地域に開かれた子育て支援を行うことをより明示的に記載した。

#### (5) 職員の資質向上

職員の資質・専門性とその向上について，各々の自己研鑽さんとともに，保育所が組織として職員のキャリアパス等を見据えた研修機会の確保や研修の充実を図ることを重視し，施設長の責務や体系的・計画的な研修の実施体制の構築，保育士等の役割分担や職員の勤務体制の工夫等，取組の内容や方法を具体的に示した。

## 第1章 総則

以下，省略

### Ⅲ 保育所保育指針について

#### 1 インタビュー

無藤隆（むとう たかし）先生

白梅学園大学大学院特任教授 子ども学研究研修所長

駒崎 弘樹

認定 NPO 法人フローレンス代表理事

#### 保育所保育指針改定の変遷と、2017（平成 29）年改定のポイントとは

駒崎：さて、今年 2017 年は「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」、そして「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の 3 法令が改定された大きな節目の年となりました。われわれ保育事業者にとって関心の高い「保育所保育指針」の改定について、特に大きく変わった、あるいはわれわれが特にしっかりと変化を把握しなければならない点は何でしょうか？

無藤：最大の特徴は「3 法令を一緒に考えたこと」です。

文部科学省，厚生労働省，内閣府とそれぞれ管轄している省庁が異なりますが，今回の改定では当初から共通にしようと考えて作業を進めてきました。

保育所保育指針に着目するのであれば，平成のはじめのころの改定から振り返るとよいですね。

1990 年（平成 2 年），児童福祉法の改定で保育士の業務規定が設けられました。「子どもを保育すること」はもちろんですが，「保護者を支援・指導すること」が保育士の業務となり，保育所保育指針に反映されました。

それまで保育所の役割は「保育に欠ける子どもを（家庭の代わりに）保育する場」に限定されていましたから，この規定はその後に起きる変化の出発点でしたね。

さらに前回の保育所保育指針改定（※編集部注 2008 年（平成 20 年））の総則には「保育を専門とする職員が保育する」規定が入りました。保育士は子どもを預かるだけではない，独自の専門性が求められると明記されたのです。

もう一つ，この時の改定では「保育計画」という言葉が「保育課程」に変わったのですが，これも保育所保育が，組織的に専門性や質の向上を図ることを意図したものです。

無藤：そして今回の改定では，保育所保育の指導を「意図的計画的」に進めると改められました。そこでいう「全体的な計画」と「指導計画」は幼稚園教育要領でいう「指導計画および教育課程」と共通した内容です。

つまり、先ほどご紹介したように、「3法令を一緒に考えたこと」により、保育所の保育は、家庭的な養育の延長とは明らかに違う、計画的で独自性を持つという特徴をさらに推し進めました。一言でいうと「保育がカリキュラム（教育課程）になった」ということですね。

## 「子どもの発達にあわせた保育」で終わらせない、その先にある保育とは

駒崎：保育所保育は家庭で行う保育とは違う「独自の専門性が求められる」というお話がありました。今回の保育所保育指針の改定で、独自の専門性に関する内容は含まれていますか？

無藤：保育所保育が持つ特性、視点を明記することで、独自の専門性、保育士の直接的、間接的な関わりの原則が含まれています。この点はこれから出る解説書にも盛り込まれます。

前回（2007（平成20）年）の改定までは「子どもの発達（月齢、年齢）にあわせて保育する」、子どもに寄り添う視点でした。子どもの発達にあわせた保育は必要ですが、それだけではない保育士独自の関わり方があるということを、今回の改定で規定しています。

駒崎：保育所保育指針において子どもは「3歳以上児」と「3歳未満児」、3歳未満児についてはさらに「1歳以上3歳未満児」「（1歳未満の）乳児保育」に細分化して記載されている箇所もありますが、それぞれの区分での記載に特徴はありますか。

無藤：まず「3歳以上児」については、幼稚園教育要領と実質的に同じになっています。いわゆる5領域と呼ばれる、保育のねらいおよび内容に関する「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の定義や内容も共通になりました。

「3歳未満児」については、保育所独自の表現ですね。保育士が該当年齢の子どもとどう関わり、どのように本質的に関わって保育するかの視点で書かれています。

ここでは前回までの発達の過程だけではなく、小学校入学以降を見据えた乳幼児期の発達の連続性に着目していただきたいですね。

駒崎：発達の連続性に着目した保育が大切なのですね。

## 乳幼児期から意識しておきたい「3つの資質能力」

無藤：学校教育法では学校教育において重視すべき3要素、もしくは3つの資質能力という言い方をしています。

この3つの資質能力は当然、乳幼児期の保育とも密接に関わっています。子どもの人格の中核をなす乳幼児期の育ちを見ることで、はじめて保育が教育として意味を持つのです。

駒崎：3つの資質能力とは、どのようなものですか？

無藤：1つめは「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」。  
乳幼児期に言い換えれば「気づくこと・できること」ですね。例えば紙コップを力強くにぎってしまうと、コップがつぶれて中の水がこぼれることに気がつくといったぐあい。

無藤：2つめは「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」。  
あらゆるものに関して子どもが自分なりに関わる時に、一瞬止まってこれはどうなんだろうと考えることですよね。同時にお母さんや保育所の先生がやっていたなど、思い出したり考えたりする。試してみたり、やってみる、工夫するきっかけとなる力です。

そして3つめが「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等)」。最初の2つの能力を推進する力ともいえます。

心が動かされる体験をすることで、おもしろい、不思議、きれいだな、何だろうといった思いが意欲を生み、好奇心が働いて実現してみようと思う動機や態度につながっていきます。

無藤：平たくいうと、「頑張る」ということですが、「頑張る」という言葉で気をつけたいのは、つらいこと、やりたくないこともやることになってしまいがちなことです。

でもそれは乳幼児にとっての「頑張る」ではありません。乳幼児は半年先の見通しを立てることができません。例えば、乳幼児は自分にとってまずいものでも栄養によいから食べてみよう、とは思わないですよ。

乳幼児がその時、その時に見せる意欲を育てるのが保育士の大切な役割です。単に「頑張る」こととの違いは大事だと思っています。

駒崎：乳幼児にとっての「頑張る」力が大人が抱くイメージとは違うことがよくわかりました。

## 保育士独自の専門性が発揮できる「鍵」とは

駒崎：3歳未満児は、この3つの資質能力との関わりをどのように考えて保育したらよいか、もう少しお聞かせください。フローレンスでは1歳未満の乳児や2歳までのお子さんもたくさんお預かりしているので、ぜひおうかがいしたいです。

無藤：心身との関わりと乳児保育の実際を考えると、生後6ヶ月から1歳3ヶ月、1歳4

ヶ月くらいまでの時期にかけてが特にポイントですね。この時期には身体の様々な動きの進展があります。

こうして手を伸ばしてコップを取る動作を例にとってみましょう。

無藤：生後8ヶ月くらいの時期になると、手を伸ばしてコップをとることができるようになります。

これが10ヶ月くらいの時期になると、コップの大きさにあわせて途中で指をすぼめることができるようにと変わっていくんですね。

8ヶ月から12ヶ月までの時期は「手をのばして物をとる」こと自体の発達が細かく、ゆっくり進んでいきます。

こうした変化はいつ起きるかわかりませんが、1週間あれば確実に子どもは変わります。

先週はやらなかったことを今週はやるようになることは、往々にしてあります。

そこで先週と同じ対応でよいか、今週はどこまで対応したらよいか試行錯誤していく保育士は、保育士独自の専門性を発揮することができるでしょう。

さらにいうと、保育士の関わり方によって子どもの動きは変わってきます。

「座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達する一方で人見知りをするようになる」というのが、前回までの保育所保育指針における記載でした。こうした発達の過程をもとに、保育所側では「床を清掃する」といったテクニカルな対応が優先されてきました。しかし、物を置かないことは一見安全でよいことのように思えますが、裏返せば子どもが「手をのばして物をとる」機会が少なくなりますから、運動が停滞してしまうことにつながります。

保育士の物の置き方が、子どもの発達に影響を及ぼす可能性さえあります。

だからこそ、保育士の試行錯誤が必要なのです。

駒崎：乳幼児期の発達の連続性に考慮した保育を試行錯誤していくところに、保育士の専門性が発揮されるのですね。

無藤：そう思いますね。

駒崎：最後になりますが、保育士のもう1つの業務である「保護者の支援・指導」に保育士独自の専門性が発揮できるケースはありますか。

無藤：保育士が「保護者を支援・指導すること」の第一歩は、毎日昨日とは違う動きをし、毎日初めてできることがある子どもの様子を、保護者と共有して一緒に育てることでしょうね。

なかには家庭での養育が難しいケースもあるので、それについては別途支援が必要ですね。今の保育士の数だけで対応するのは難しく、これは現在の大きな課題になっています。保育所単体では難しいので、他の支援機関や専門家との連携が必要ではないでしょうか。地域包括支援をどう具現化して拡げていくかが、鍵になります。

駒崎：いま私はソーシャルワークの必要性を強く感じているところなのですが、保育所を利用する保護者の支援は、以前からすでに保育士の仕事として規定されていたということですね。また地域包括支援の具現化が課題であることを、あらためて再認識できました。対談を通してこの30年は保育の専門性を深める時間であったこと、保育園と幼稚園が統合されてきたとともに、両者において教育的な観点と専門性が重要であることもわかりました。

本日は本当にありがとうございました。

## 2 保育指針改定 「5領域」のポイント【2018】超ザックリ版

「5領域」は保育の勉強をしていれば、必ず耳にする大切な言葉です。「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の要素から見たアプローチを行うことによって、子どもたちの健やかな成長・発達につながるとされています。日本の幼児教育の基準となる「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園・保育要領」には、そのねらいおよび内容が示されています。

### 保育内容の5領域とは？

5領域とは、保育所や幼稚園での教育目標や、保育を見る際の視点を表わしているものです。この5領域を意識した保育の組み立てによって、子どもの自発的な遊びが深まっていき、総合的な心身の発達へとつながります。

### 「健康」のねらい

子どもの健康および安全の確保。子ども自ら体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくこと。

### 「健康」の内容

遊びの中で十分に体を動かし、健康的な心と体を育てる。  
衣服の着脱や食事、排泄などを自分で行えるようにする。  
自分の体に興味を持ち、病気の予防、安全の考え方を身につける。  
保育者や友達と一緒に食べることを楽しむ。など

### 「人間関係」のねらい

他者と関わり協力しながら、自律心を養う。

### 「人間関係」の内容

他者との関わりの中で、欲求を満たし、心地よく過ごす。  
友達と一緒にいろいろな遊びを楽しむ中で、喜びや悲しみを共感する。  
生活の中の決まりを守る。  
高齢者や地域の人たちに関心を持つ。など

### 「環境」のねらい

身近な環境に親しみを持ち、発見を楽しむ。身近な事象との関わりから、数や文字などに

対する感覚を豊にする。

### 「環境」の内容

季節の自然に触れ、美しさや不思議さなどに気づく。

身近な動植物に親しみ、命を大切にする。

地域社会の文化や伝統に親しむ。

身近な事象に関心を持ち、比べたり関連付けたりする。など

### 「言葉」のねらい

自分の気持ちを言葉で表現し、人の話にも関心を持つ。

絵本や物語に関心を持ち、言葉に対する感覚を豊かにする。

### 「言葉」の内容

自分が経験したことや感じたことを言葉で表現する。

親しみを持って挨拶する。

文字で伝え合う楽しさに気づく。

絵本や物語を楽しみ、想像する力を養う。など

### 「表現」のねらい

感じたことや考えたことを自分なりに表現し、表現力、創造性を豊かにする。

### 「表現」の内容

さまざまな音、形、色、手触りのものに触れて楽しむ。考えたことや感じたことを、描いたり作ったりして表現し、それを他者に伝えることを楽しむ。など

## 5 領域の要素をバランスよく組み合わせた保育の例

たとえば、夏に行う水遊びは5領域のどの要素にあてはまるでしょうか？ 身体を思い切り動かして遊ぶから「健康」と捉えがちですが、実は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」すべての要素が活動の中に含まれているのです。

身体を動かして遊ぶ。自分で水着に着替える。自身の体調に関心を持つ。

### 人間関係

プールでのルールを守り、楽しく遊ぶ。シャワーの順番を守る。遊びの楽しさを保育者や友達と共有する。

## 環境

水に触れ、感触や特性を楽しむ。(シャワー遊び、色水遊びなど水を使ったさまざまな活動ができる)

## 言葉

玩具の貸し借りをするとき言葉を用いてやりとりする。「ざぶーん」「びしょびしょ」など、水遊びで感じたことを言葉で表現する。

## 表現

水を使ってお店やさんごっこをする。(ジュース屋さん、かき氷屋さんなど)

このように、ひとつの活動を通して、複数の要素を育むことができるのです。

もちろん、ひとつの活動に5個すべての要素を盛り込まなければいけない、というわけではありません。

## 2018年の改定のポイント「小学校との接続」

今回の3つの法令の改定では、幼稚園、保育園、認定こども園、どの施設に通っていても同質の幼児教育を受けることができるよう、3施設の教育内容もより近いものとして示されています。

また、小学校以降の学習指導要領も同時改訂され、幼児教育と小学校教育との接続の在り方も重要であると考えられるようになりました。幼児教育と小学校教育の間にあった溝を埋め、両者で共通する力を育成するために「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示されています。

### 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

1. 健康な心と身体
2. 自立心
3. 共同性
4. 道徳性・規範意識の芽生え
5. 社会生活との関わり
6. 思考力の芽生え
7. 自然との関わり・生命尊重
8. 数量・図形、文字等への関心・感覚
9. 言葉による伝えあい
10. 豊かな感性と表現

※「10の姿」についてはこちらに詳細を解説しています

今回の改定では、上記の内容に基づき、内容が変更・加筆されています。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」は、従来の5領域の内容を、さらに具体的に分類したものです。

この「10の姿」が明確になったことで、行うべき保育の方向性がより分かりやすくなったといえます。

これらは、卒園までに全員が身につけなければいけないことと捉えるのではなく、小学校に入学してからも連続して育っていく内容であると捉えたほうが適切です。

また、こうした10の姿を実現するためには、幼児期以降の保育内容だけにフォーカスするのではなく、乳児期からのアプローチを考えていくべきとされています。

乳児期、幼児期、小学校の姿はそれぞれ分断されて存在するものではなく、連続したつながりの中で育っていくものなのです。

クラス担任をしていると、つい年度末までに育ってほしい姿に着目しがちですが、今後はさらに先を見据え、次年度の姿、卒業時の姿、小学校の姿までイメージして保育を行うようにしたいですね。

## 2 東京都の状況

### 1 都内保育サービスの状況

都内における平成29年4月1日現在の保育サービス利用状況等

保育サービス利用児童数は、過去最大の16,003人増で、277,708人となりました。待機児童数は、就学前児童人口や保育所等利用申込率（就学前児童人口に占める保育所等利用申込者数の割合）の増加、待機児童の取扱いの変更等により、8,586人となりました。

#### 1 利用児童数および待機児童数の状況

保育サービス利用児童数（※） 16,003人増加【表1】

※認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の地域型保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業、区市町村単独施策等の利用児童数合計  
保育所等利用待機児童数 8,586人（120人増加）【表3（1）】

※待機児童数の取扱いに変更等がなかった場合 7,693人（773人減少）【参考1】

表1 保育サービス利用児童数の状況

区 分	利用児童数（人）（注1）											就学前児童人口（人）（b）（注3）	利用率（%）（a/b）
	認可保育所	認証保育所	認定こども園（注2）	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	定期利用保育事業	企業主導型保育	区市町村単独施策等	合 計（a）		
平成23年4月	178,955	17,399	1,880	1,646				206		2,336	202,422	609,128	33.2%
平成24年4月	185,263	20,065	2,365	1,866				588		2,494	212,641	615,228	34.6%
前年からの増	6,308	2,666	485	220				382		158	10,219	6,100	34.6%
平成25年4月	193,150	21,796	2,915	2,027				817		2,629	223,334	619,557	36.0%
前年からの増	7,887	1,731	550	161				229		135	10,693	4,329	1.4%
平成26年4月	202,008	22,608	3,304	2,394	676			932		2,989	234,911	625,347	37.6%
前年からの増	8,858	812	389	367	676			115		360	11,577	5,790	1.6%
平成27年4月	213,259	21,616	3,289	1,847	2,943	96	6	711		3,746	247,513	630,419	39.3%
前年からの増	11,251	△ 992	△ 15	△ 547	2,267	96	6	△ 221		757	12,602	5,072	1.7%
平成28年4月	225,334	20,402	4,296	1,945	4,496	256	15	799		4,162	261,705	637,329	41.1%
前年からの増	12,075	△ 1,214	1,007	98	1,553	160	9	88		416	14,192	6,910	1.8%
平成29年4月	239,709	19,169	5,331	1,902	6,132	420	75	955	69	3,946	277,708	640,273	43.4%
前年からの増	14,375	△ 1,233	1,035	△ 43	1,636	164	60	156	69	△ 216	16,003	2,944	2.3%

（注1）利用児童数は各年4月現在

（注2）認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

（注3）就学前児童人口は、各年1月現在（外国人人口を含まない。）

表2 保育所等の設置状況

区分	認可保育所				認証保育所			
	施設数(所)		定員(人)		施設数(所)		定員(人)	
		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減		対前年 増減
平成24年	1,855	+55	186,698	+5,314	652	+54	22,036	+2,048
平成25年	1,915	+60	193,757	+7,059	694	+42	23,519	+1,483
平成26年	2,019	+104	203,170	+9,413	719	+25	24,527	+1,008
平成27年	2,184	+165	216,699	+13,529	700	△19	23,912	△615
平成28年	2,342	+158	230,334	+13,635	664	△36	22,665	△1,247
平成29年	2,558	+216	247,105	+16,771	631	△33	21,418	△1,247

(注) 各年4月現在

## 2 区市町村別の状況【表4】

保育サービス利用児童数の増加が大きい区市町村（前年からの増加数）

1) 世田谷区 1,328人 2) 杉並区 1,294人 3) 練馬区 1,154人

待機児童数が多い区市町村

1) 世田谷区 861人 2) 目黒区 617人 3) 大田区 572人

待機児童数の増加が大きい区市町村（前年からの増加数）

1) 大田区 343人 2) 目黒区 318人 3) 中野区 118人

待機児童数の減少が大きい区市町村（前年からの減少数）

1) 世田谷区 -337人 2) 北区 -150人 3) 板橋区 -145人

都内区市町村の状況

1 待機児童ゼロの区市町村 16自治体

うち昨年度から引き続き待機児童ゼロの区市町村 11自治体

うち昨年度から待機児童が減少したことによって待機児童ゼロになった区市町村 5自治体

2 待機児童がいる区市町村 46自治体

うち待機児童が昨年度から減少した区市町村 24自治体

うち待機児童が昨年度から増加した区市町村 22自治体

表3 保育所等利用待機児童等の状況

(1) 保育所等利用待機児童数の推移

区分	待機児童数 (人)						対前年増減 (人)
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上		
平成24年	7,257	1,358	3,487	1,698	613	101	△598
平成25年	8,117	1,637	3,883	1,691	752	154	+860
平成26年	8,672	2,151	4,046	1,701	588	186	+555
平成27年	7,814	1,786	4,089	1,436	420	83	△858
平成28年	8,466	2,072	4,447	1,485	411	51	+652
平成29年	8,586	2,284	4,498	1,446	313	45	+120

(注) 各年4月現在

(2) 保育所等利用申込率の推移

区分	就学前児童人口 (人)	保育所等利用 申込者数 (人)	保育所等利用申込率 (%)	
				対前年増減
平成24年	615,228	205,091	33.3	+0.8
平成25年	619,557	214,510	34.6	+1.3
平成26年	625,347	226,437	36.2	+1.6
平成27年	630,419	245,758	39.0	+2.8
平成28年	637,329	263,518	41.3	+2.3
平成29年	640,273	281,572	44.0	+2.7

(注1) 就学前児童人口は、各年1月現在(外国人人口を含まない。)

(注2) 保育所等利用申込率は、就学前児童人口に占める保育所等利用申込者数の割合

(3) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数 (人)	構成比 (%)
就労中(常勤)	4,599	53.6
就労中(非常勤)	1,480	17.2
求職中	1,947	22.7
その他(出産・看護等)	560	6.5
計	8,586	100.0

### 3 区市町村の状況

表4 区市町村別の状況

区市町村名	平成29年4月1日				平成28年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
千代田区	3,364	1,513	45.0%	0	3,175	1,306	41.1%	0	189	207	3.9%	0
中央区	9,674	4,344	44.9%	324	9,007	4,013	44.6%	263	667	331	0.3%	61
港区	15,208	6,737	44.3%	164	14,480	6,300	43.5%	64	728	437	0.8%	100
新宿区	12,550	6,147	49.0%	27	12,233	5,760	47.1%	58	317	387	1.9%	△ 31
文京区	11,219	4,379	39.0%	102	10,784	4,027	37.3%	98	435	352	1.7%	4
台東区	7,552	3,149	41.7%	227	7,489	2,948	39.4%	240	63	201	2.3%	△ 13
墨田区	11,953	5,944	49.7%	148	11,759	5,594	47.6%	134	194	350	2.1%	14
江東区	26,987	12,758	47.3%	322	27,036	12,062	44.6%	277	△ 49	696	2.7%	45
品川区	19,674	9,516	48.4%	219	19,157	8,831	46.1%	178	517	685	2.3%	41
目黒区	12,963	4,840	37.3%	617	12,837	4,498	35.0%	299	126	342	2.3%	318
大田区	32,441	13,388	41.3%	572	32,412	12,803	39.5%	229	29	585	1.8%	343
世田谷区	44,314	16,503	37.2%	861	44,083	15,175	34.4%	1,198	231	1,328	2.8%	△ 337
渋谷区	10,347	4,402	42.5%	266	10,032	4,009	40.0%	315	315	393	2.5%	△ 49
中野区	13,006	5,526	42.5%	375	12,708	5,238	41.2%	257	298	288	1.3%	118
杉並区	24,818	10,793	43.5%	29	24,384	9,499	39.0%	136	434	1,294	4.5%	△ 107
豊島区	10,595	5,350	50.5%	0	10,424	4,844	46.5%	105	171	506	4.0%	△ 105
北区	14,846	7,430	50.0%	82	14,505	6,780	46.7%	232	341	650	3.3%	△ 150
荒川区	10,005	5,273	52.7%	181	9,935	5,012	50.4%	164	70	261	2.3%	17
板橋区	25,515	12,233	47.9%	231	25,153	11,304	44.9%	376	362	929	3.0%	△ 145
練馬区	34,871	14,643	42.0%	48	34,911	13,489	38.6%	166	△ 40	1,154	3.4%	△ 118
足立区	31,054	12,712	40.9%	374	31,723	12,387	39.0%	306	△ 669	325	1.9%	68
葛飾区	21,037	10,585	50.3%	76	21,020	9,868	46.9%	106	17	717	3.4%	△ 30
江戸川区	34,865	11,800	33.8%	420	35,032	11,464	32.7%	397	△ 167	336	1.1%	23
八王子市	24,252	11,506	47.4%	107	24,964	11,353	45.5%	139	△ 712	153	1.9%	△ 32
立川市	8,741	3,888	44.5%	145	8,692	3,702	42.6%	198	49	186	1.9%	△ 53
武蔵野市	7,230	2,781	38.5%	120	7,198	2,621	36.4%	122	32	160	2.1%	△ 2
三鷹市	9,607	3,616	37.6%	270	9,343	3,543	37.9%	264	264	73	△ 0.3%	6
青梅市	5,382	3,173	59.0%	12	5,497	3,136	57.0%	25	△ 115	37	2.0%	△ 13
府中市	13,907	5,536	39.8%	383	13,974	5,360	38.4%	296	△ 67	176	1.4%	87
昭島市	5,508	2,800	50.8%	17	5,546	2,690	48.5%	21	△ 38	110	2.3%	△ 4
調布市	11,931	4,981	41.7%	312	11,697	4,677	40.0%	289	234	304	1.7%	23
町田市	19,223	7,536	39.2%	229	19,649	7,262	37.0%	182	△ 426	274	2.2%	47
小金井市	6,042	2,422	40.1%	156	5,882	2,222	37.8%	154	160	200	2.3%	2
小平市	9,964	3,856	38.7%	89	9,902	3,489	35.2%	167	62	367	3.5%	△ 78
日野市	9,342	3,886	41.6%	252	9,420	3,820	40.6%	183	△ 78	66	1.0%	69
東村山市	6,676	2,697	40.4%	64	6,950	2,600	37.4%	76	△ 274	97	3.0%	△ 12
国分寺市	5,851	2,572	44.0%	92	5,732	2,398	41.8%	102	119	174	2.2%	△ 10
国立市	3,371	1,472	43.7%	101	3,366	1,422	42.2%	81	5	50	1.5%	20
福生市	2,321	1,400	60.3%	0	2,390	1,379	57.7%	0	△ 69	21	2.6%	0
狛江市	4,056	1,684	41.5%	98	3,937	1,484	37.7%	142	119	200	3.8%	△ 44
東大和市	4,429	2,134	48.2%	3	4,569	2,065	45.2%	7	△ 140	69	3.0%	△ 4
清瀬市	3,396	1,383	40.7%	33	3,404	1,335	39.2%	44	△ 8	48	1.5%	△ 11
東久留米市	5,486	2,226	40.6%	67	5,574	2,127	38.2%	92	△ 88	99	2.4%	△ 25
武蔵村山市	3,468	1,913	55.2%	12	3,579	1,883	52.6%	0	△ 111	30	2.6%	12
多摩市	6,577	3,038	46.2%	83	6,798	2,969	43.7%	79	△ 221	69	2.5%	4
稲城市	5,068	2,095	41.3%	97	4,961	2,040	41.1%	0	107	55	0.2%	97
羽村市	2,563	1,400	54.6%	0	2,658	1,386	52.1%	1	△ 95	14	2.5%	△ 1
あきる野市	3,705	1,836	49.6%	12	3,841	1,846	48.1%	18	△ 136	△ 10	1.5%	△ 6
西東京市	9,498	3,681	38.8%	146	9,648	3,487	36.1%	154	△ 150	194	2.7%	△ 8
瑞穂町	1,440	757	52.6%	21	1,446	747	51.7%	25	△ 6	10	0.9%	△ 4
日の出町	950	563	59.3%	0	958	548	57.2%	2	△ 8	15	2.1%	△ 2
檜原村	53	40	75.5%	0	57	41	71.9%	0	△ 4	△ 1	3.6%	0
奥多摩町	115	101	87.8%	0	111	106	95.5%	0	4	△ 5	△ 7.7%	0
大島町	327	251	76.8%	0	359	263	73.3%	0	△ 32	△ 12	3.5%	0
利島村	23	16	69.6%	0	23	19	82.6%	0	0	△ 3	△ 13.0%	0
新島村	120	70	58.3%	0	118	61	51.7%	0	2	9	6.6%	0
神津島村	105	62	59.0%	0	112	55	49.1%	0	△ 7	7	9.9%	0
三宅村	96	56	58.3%	0	101	53	52.5%	1	△ 5	3	5.8%	△ 1
御蔵島村	32	20	62.5%	0	36	19	52.8%	0	△ 4	1	9.7%	0
八丈町	369	237	64.2%	0	347	227	65.4%	4	22	10	△ 1.2%	△ 4
青ヶ島村	6	1	16.7%	0	7	4	57.1%	0	△ 1	△ 3	△ 40.4%	0
小笠原村	185	57	30.8%	0	204	55	27.0%	0	△ 19	2	3.8%	0
合計	640,273	277,708	43.4%	8,586	637,329	261,705	41.1%	8,466	2,944	16,003	2.3%	120

(注1) 就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」による。（外国人人口を含まない。）

(注2) 保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業、区市町村単独保育施策等の合計。

(注3) 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

## 4 羽村市の状況

### ○ 公立保育園民営化が完了

平成28年度をもって全市立保育園が民営化された。

### ○ 保育従事職員宿舍借り上げ事業

平成29年度中に要項整備の見込み

### ○ 社会福祉法人情報交換会

主催：羽村市社会福祉協議会

オブザーバー参加：羽村市福祉健康部社会福祉課

参加法人

法人名	施設名
玉水学園	玉水保育園
岳峰会	富士見第一保育園，富士見第二保育園
かやの実社	かやの実保育園，さくら保育園
聖実福祉会	富士みのり保育園
松栄福祉会	まつの木保育園，まつぼっくり保育園
鶴亀会	神明園
陽光福祉会	太陽の子保育園，あおぞら保育園
そよかぜ	ひばり園
ココロの会	チューリップ保育園
たつの子の会	たつの子保育園
東京武尊会	羽村園
園盛会	多摩の里むさしの園
ココロ学舎	五乃神学園
羽村市社会福祉協議会	

# かやの実社 29年度 事業報告

## かやの実社保育理念

かやの実社は、我が国の児童憲章と児童福祉法、ならびに国連の児童権利宣言に基き設立され、保育所を運営している。両親にとって大切な子を預かり、国や人類の明日を担う大切な宝との考えに立ち、家庭と相談、協力し合って、子ども達の心と体と知恵が健やかに育つよう努める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

子どもは人類の宝、私たちの未来。子どもは非常に不安定な存在であるとともに、無限の可能性を持っている。本法人では、創立以来卒園証書に一つの言葉を書き続けている。

「いきていることを すばらしいと おもうおとなに なってください」と。

そのように育てるのは私たち大人の義務であり、責任でもある。

かやの実保育園では、生まれ育った日本の文化を後の世に伝えるだけでなく、地球の上には沢山の民族があり異なった文化があることに目を向け、理解し合い認め合い、交流していくことの大切さも、子どもたちに伝えていきたいと考えている。

## かやの実社基本方針

- 1 ひとりひとりを大切にする
- 2 保育園の日課、生活リズムを大切にする
- 3 日本民族の伝承の歌として「わらべうた」を子どもたちに伝える
- 4 日本の伝承文化、和太鼓を子どもたちに伝える
- 5 異年齢保育を行う
- 6 食育と調理保育を行う
- 7 地域支援を行う
- 8 異文化交流を行う

# 法人の状況

## (1) 役員等

理事長；勝山 明里（法人運営責任者，スーパーバイザー※：平成30年1月より）

業務執行理事；武藤 清美（施設運営責任者）

理事；上原 祐子（保育所施設長）

山本 壽夫（大学教授）

二上 護（弁護士）

今 裕司（老人デイサービス施設長）

小玉 充（保育所施設長）

山本 一代（社会福祉法人理事長）

勝山 妍子（スーパーバイザー）※：平成29年12月26日退任

監事；石井 賢郎（公認会計士，税理士）

田中 雄二（保育所施設長，苦情処理第三者委員）

施設長；勝山 真澄（施設運営責任者）

事務局；佐藤 旅人（統括会計責任者），勝山 智現（法人事務長）

苦情処理；解決責任者 武藤 清美，勝山 真澄

第三者委員；田中 雄二，今井 まち子（元看護師）

## (2) 評議員等

評議員；原島 正之（公認会計士）

久保田 之喜（弁護士）

川井 富美子（羽村市社会福祉協議会監事）

伊藤 展大（社会福祉法人事務局長）

松尾 ユミ（保育所施設長）

横井 博子（保育士）

泉 健司（植物生態コンサルタント）

柴田 満行（団体職員）

西山 裕子（大学教員）

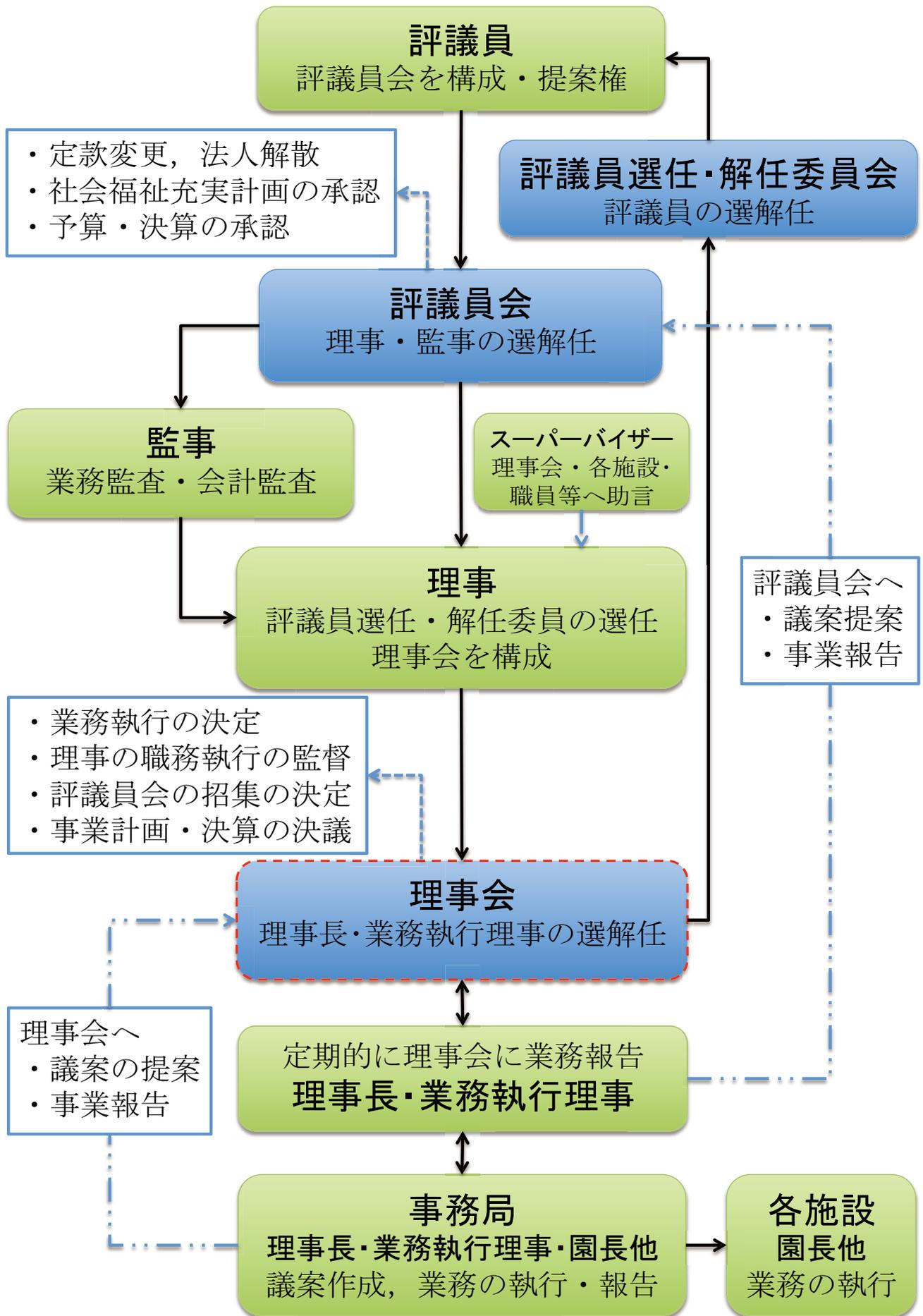
小早川 淳子（保育所施設長）

評議員選任・解任委員長；田中 雄二（保育所施設長，法人監事）

同委員；勝山 智現（法人事務長）

橋本 美佐子（保育所施設長，外部委員）

三浦 多佳子（社会福祉法人理事，外部委員）



# Ⅰ. 理事会開催状況

## 1. 平成 29 年度第 1 回理事会

日時：平成 28 年 5 月 30 日

午前 10 時 30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第 1 号議案. 平成 28 年度決算案・監査報告（報告）

協議ポイント：積立金

監査報告書の法人改革に準拠した改定

第 2 号議案. 平成 28 年度事業報告案

協議ポイント：経営状況（職員の若返りと地域手当 10%）

収支分岐点

第 3 号議案. 平成 28 年度第三次補正予算案

協議ポイント：収入および支出確定後に編成

第 4 号議案. 経理規定の改定案

協議ポイント：法人改革に準拠した改定

以上，全員賛成可決

## 2. 平成 29 年度第 2 回理事会

日時：平成 29 年 6 月 19 日

午後 2 時より

場所：フォレストイン昭和館

議題

第 1 号議案. 理事長ならびに業務執行理事の選出

協議ポイント：理事長

業務執行理事

第 2 号議案. 諸規定改定案

協議ポイント：社会福祉法人改革に準拠

以上，全員賛成可決

## 3. 平成 28 年度第 3 回理事会

日時：平成 28 年 10 月 2 日

午後 10 時 30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

1号議案. 定款細則改定案

協議ポイント：制度改正への対応  
対比表

第2号議案. 運営原則改定案

協議ポイント：評議員会を規程  
組織図の改定

第3号議案. 運営規則改定案

協議ポイント：虐待の防止の措置  
緊急時における対応  
苦情対応  
安全対策と事故防止  
健康管理・衛生管理  
秘密の保持  
業務の質の評価

第4号議案. 給与規程の改定, 給料表の改定

協議ポイント：キャリアアップ他新規加算を明記  
平成30年度給料表を作成

第5号議案. 歳雇用職員就業規則

協議ポイント：定年退職後の再雇用を規程（新規）

第6号議案. 法人業務マニュアル

協議ポイント：法人制度改革に伴い全面改定  
以上, 全員賛成可決

#### **4. 平成28年度第4回理事会**

日時：平成28年12月26日

午前10時30分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第1号議案. 諸規定改定案

協議ポイント：制度改正への対応  
対比表

第2号議案. 平成29年度第一次補正予算案

協議ポイント：新単価と実人数による収支の補正

かやの実保育園防水工事，塗装工事（後段にあり）

第3号議案. 役員人事について

協議ポイント：1名退任の見込み，補充無し

第4号議案. かやの実保育園修繕工事

協議ポイント：石川建設は技術が低いので発注せず，見積もり合わせて業者を選定以上，全員賛成可決

## 5. 平成25年度第5回理事会

日時：平成30年3月19日

午前10:30分時より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第1号議案. 諸規定改定案

(1) 定款改定【勝山園長】

協議ポイント：法人本部住所変更

新：羽村市羽加美二丁目2576番1（土地使用賃貸借契約の住所）

旧：羽村市羽東1丁目29番16号（羽村市保育園設置条例の住所）

理由：市の指示による

(2) 給与規定（理事長）

競技ポイント：宿舍借り上げ補助に伴う住宅手当の支給停止



社会福祉法人かやの実社給与規定（抜粋）

（住居手当）

第22条 住居手当は，世帯主（これに準ずるものを含む）である職員で，家賃・間代および地代を支払っているものに支給する。

2. 住居手当の月額は，8,700円とする。

3. 法人が借り上げた宿舍に入居した職員には住宅手当を支給しない。 📌 追加

(3) ハラスメント規定，および同苦情処理委員会規定（理事長）

協議ポイント：前回議論をふまえて訂正

第2号議案. 平成29年度第二次補正予算案（統括会計責任者）

協議ポイント：収入および支出 実績調整

積立金の設定

(1) かやの実

・修繕費に屋上外壁の工事を加えました。その他実額に合わせて訂正しました。

- ・施設整備積立金を設定しました。

(2) さくら

- ・実額に合わせて訂正しました。

- ・施設整備積立金を設定しました。

(3) 本部

- ・実額に合わせて訂正しました。

- ・市振興費積立金を設定しました。

第3号議案. 平成30年度予算案（統括会計責任者）

協議ポイント：収入 児童の入所見込み人員で設定

支出 人件費は新年度職員で計算

その他は29年度実績見込みを参考に編成

第4号議案. 平成30年度事業計画案（理事長，園長）

協議ポイント：平成30年度かやの実社長期修繕・資金計画当初案の作成

以上，第1号議案「ハラスメント規程」以外，全員賛成可決。ハラスメント規程は継続審議。

## II. 評議員会開催状況

### 1. 平成 29 年度第 1 回評議員会

日時：平成 29 年 6 月 30 日

午後 1 時より

場所：フォレストイン昭和館

議題

第 1 号議案. 平成 28 年度決算案

協議ポイント：積立金

監査報告書の法人改革に準拠した改定

第 2 号議案. 平成 28 年度事業報告案

協議ポイント：経営状況（職員の若返りと地域手当 10%）

損益分岐点（暫定）

第 3 号議案. 社会福祉充実残額

協議ポイント：社会福祉充実計画

第 4 号議案. 法人役員報酬案

協議ポイント：定款に準拠

以上，全員賛成可決

### Ⅲ. 社会福祉法人かやの実社の運営する施設と事業

#### 1. かやの実保育園

東京都羽村市栄町2丁目1番地の5

- ① 認可保育所 かやの実保育園
- ② わらべの実
- ③ 老人施設交流事業
- ④ 年末保育

平成28年度かやの実保育園事業報告書記載。

#### 2. さくら保育園

羽村市羽加美2丁目2576番地の1

- ① 認可保育所 さくら保育園
- ② 年末保育

平成28年度さくら保育園事業報告書記載。

#### 3. わらべうたと遊びの広場「花いちもんめ」(地域・社会貢献事業)

かやの実保育園1階ホールで実施

平成29年度かやの実保育園事業報告書記載。

### Ⅲ. 中長期事業

#### 1. 施設整備

- (1) かやの実保育園長期修繕計画 ☞ 平成25年度作成，29年度改定
- (2) かやの実保育園5年修繕 ☞ 平成28年度実施，29年度追加実施
- (3) さくら保育園長期修繕計画作成 ☞ 平成29年度作成

#### 2. 法人運営

- (1) 評議員選任・解任委員会設置 ☞ 平成29年度開催なし
- (2) 評議員会 ☞ 平成29年度設置1回開催
- (3) 新規理事会 ☞ 平成29年度設置5回開催
- (4) 定款の改正 ☞ 平成28年度改正，29年度小改正，30年度小改正予定

## IV. 経営分析

### 1. 決算状況

表 1-1. 平成 29 年度法人単位資金収支計算書 (決算)

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	499,664,790	421,263,175	78,401,615
施設整備等による収支	0	17,095,726	-17,095,726
その他の活動による収支	938,980	60,258,410	-52,319,430
予備費			0
当期資金収支差額合計			1,986,469
前期末支払資金残高			53,922,623
当期末支払資金残高			55,909,082

表 1-2. 平成 28 年度法人単位資金収支計算書 (決算)

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	452,300,506	368,645,197	83,655,309
施設整備等による収支	15,685,000	66,294,547	-50,609,547
その他の活動による収支	40,183,540	66,019,900	-25,836,360
予備費			0
当期資金収支差額合計			7,209,402
前期末支払資金残高			46,713,221
当期末支払資金残高			53,922,623

表 2-1. 平成 29 年度法人単位事業活動計算書 (決算)

区分	収益	費用	差額
サービス活動増減の部	446,986,256	387,140,576	59,845,680
サービス活動外増減の部	5,314,250	5,136,880	177,370
経常増減差額			60,023,050
特別増減の部	15,685,000	25,635,003	-10,000,003
当期活動増減差額			50,023,047
前期繰越活動増減差額			78,990,669
当期末繰越活動増減差額			129,013,716
その他の積立金取崩額			40,000,000
その他の積立金積立額			63,000,000
次期繰越活動増減差額			106,013,716

表 2-2. 平成 28 年度法人単位事業活動計算書 (決算)

区分	収益	費用	差額
サービス活動増減の部	446,986,256	387,140,576	59,845,680
サービス活動外増減の部	5,314,250	5,136,880	177,370
経常増減差額			60,023,050
特別増減の部	15,685,000	25,685,003	-10,000,003
当期活動増減差額			50,023,047
前期繰越活動増減差額			78,990,669
当期末繰越活動増減差額			129,013,716

その他の積立金取崩額	40,000,000
その他の積立金積立額	60,000,000
次期繰越活動増減差額	106,013,716

## 2. 決算報告書

巻末に添付

## 3. 決算分析

東京都が新会計基準に準拠したフォーマットを公表していないので未作成。

## 4. 財務分析表

東京都が新会計基準に準拠したフォーマットを公表していないので未作成。

# 5. 社会福祉充実残額

(別添)

社会福祉充実残額算定シート別添 (財産目録)  
平成30年3月31日現在

(単位:円)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額	社会福祉充実計画用財産額
<b>I 資産の部</b>									
<b>1 流動資産</b>									
現金預金						76,412,436	×		
有価証券						1,589,770	×		
事業未収金							○	1,420,420	
未収金									
未収補助金						1,420,420			
未収収益									
受取手形									
貯蔵品									
医薬品									
診療・療養費等材料									
給食用材料									
商品・製品									
仕掛品									
原材料									
立替金									
前払金						798,604	○	798,604	
前払費用						455,286	○	455,286	
1年以内回収予定長期貸付金									
短期貸付金									
仮払金									
その他の流動資産									
徴収不能引当金									
流動資産合計				0	0	80,676,516			
<b>2 固定資産</b>									
<b>(1) 基本財産</b>									
土地									
建物				684,549,235	112,140,813	572,408,422	○	572,408,422	
定期預金									
投資有価証券									
建物減価償却累計額									
基本財産合計				684,549,235	112,140,813	572,408,422			
<b>(2) その他の固定資産</b>									
土地									
建物									
構築物				20,583,449	2,776,259	17,807,190	○	17,807,190	
機械及び装置									
車輛運搬具									
器具及び備品				30,392,843	21,162,364	9,230,479	○	9,230,479	
建設仮勘定									
有形リース資産				15,519,600	5,949,180	9,570,420	○	9,570,420	
権利						72,000	○	72,000	
ソフトウェア				1,053,160	943,625	109,535	○	109,535	
無形リース資産									
(何) 減価償却累計額									
投資有価証券									
長期貸付金									
退職給付引当資産						28,244,238	×		
長期預り金積立資産									
(何) 積立資産						192,728,157	×		
差入保証金						70,000	○	70,000	
長期前払費用						872,635	○	872,635	
その他の固定資産									
徴収不能引当金									
その他の固定資産合計				67,549,052	30,831,428	258,704,654			
固定資産合計				752,098,287	142,972,241	831,113,076			
資産合計				752,098,287	142,972,241	911,789,592			
<b>II 負債の部</b>									
<b>1 流動負債</b>									
短期運営資金借入金									
事業未払金						15,910,355			
その他の未払金									
支払手形									
役員等短期借入金									
1年以内返済予定設備資金借入金						10,236,000			
1年以内返済予定長期運営資金借入金									
1年以内返済予定リース債務						3,103,920			
1年以内返済予定役員等長期借入金									
1年以内支払予定長期未払金									
未払費用									
預り金									
職員預り金						8,401,793			
前受金									
前受収益									
仮受金									
賞与引当金						9,886,000			
その他の流動負債									
流動負債合計				0	0	47,538,068			
<b>2 固定負債</b>									
設備資金借入金						118,163,000			
長期運営資金借入金									
リース債務						6,466,500			
役員等長期借入金									
退職給付引当金						28,244,238			
役員退職慰労引当金									
長期未払金									
長期預り金									
その他の固定負債									
固定負債合計				0	0	152,873,738			
負債合計				0	0	200,411,806			
差引純資産				752,098,287	142,972,241	711,377,786			

控除対象額計	計画用財産額計
612,814,991	0

(入力上の留意事項)

※ 財産目録については、科目を分けた場合は、小計欄を設けることとしていますが、エクセル版の社会福祉充実残額算定シート別添 (財産目録) については、小計欄は不要とします

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産 (a)	911,789,592
負債 (b)	200,411,806
基本金 (c)	38,983,290
国庫補助金等特別積立金 (d)	364,019,007
合計 (a - b - c - d)	308,375,489

手入力 (必須入力) するセルです (※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」搭載版では、他シートを参照するための計算式が設定されて

計算式が設定されており、入力することはできません。

手入力するセルです。(不明の場合は、記載要領に従って入力してください)

合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(1) 財産目録における貸借対照表価額

合計 (a)	612,814,991
--------	-------------

(2) 対応負債

項目	金額
1年以内返済予定設備資金借入金	10,236,000
1年以内返済予定リース債務	3,103,920
設備資金借入金	118,163,000
リース債務	6,466,500
合計 (b)	137,969,420

(3) 合計

項目	金額
財産目録合計 (a)	612,814,991
対応負債合計 (b)	137,969,420
対応基本金 (c)	38,240,358
国庫補助金等特別積立金 (d)	364,019,007
合計 (a - b - c - d)	72,586,206

プルダウンリストから選択するセルです。直接入力することはできません。

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

財産の名称等	取得年度	建設時延べ床面積 (小数点以下第4位を四捨五入)	建設時自己資金	大規模修繕実績額	減価償却累計額	建設単価等上昇率				
						①建設工事費 デフレーター	②1m当たり単価上昇率			
							一般的1m当たり 単価 (a)	当該建物の建設時の 取得価額 (b)	建設時延べ床 面積 (c)	a / (b/c)
園舎 (かやの実保育園)	2011	814.540	23,186,741		82,011,776	1.056	250,000	310,448,241	814.540	0.656
園舎 (さくら保育園)	2016	915.070	67,995,994		30,129,037	1.000	250,000	374,100,994	915.070	0.612
							250,000			
							250,000			
合計										

※ 割合は小数点第4位四捨五入。

※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

(3) 設備・車輛等の更新に必要な費用

合計	30,831,428
----	------------

(4) 合計

項目	金額
将来の建替費用	25,681,363
大規模修繕に必要な費用	26,414,722
設備・車輛等の更新に必要な費用	30,831,428
合計	82,927,513

4. 「必要な運転資金」

項目	金額	月数	合計額	
年間事業活動支出	421,263,175	12	3	105,315,793

5. 「計算の特例」

項目	金額	月数	合計額	
年間事業活動支出	421,263,175	12	12	421,263,175

6. 「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計	計算の特例適用
活用可能な財産	308,375,489	493,849,381	※「5. 計算の特例」の適用有無を 変更する場合、以 下のセルから選択す ること。
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	72,586,206		
再取得に必要な財産	0		
必要な運転資金	0		
計算の特例	421,263,175		
合計	-185,470,000		適用する

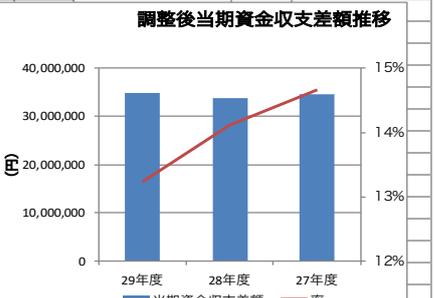
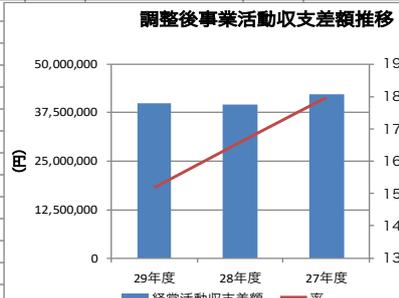
7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

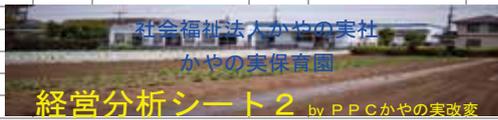
項目	金額
社会福祉充実残額	-185,470,000
社会福祉充実計画用財産	
合計	-185,470,000



# 6. 経営分析表

かやの実保育園		社会福祉法人かやの実社 かやの実保育園 経営分析シート by PPCかやの実改変						換算率		
1. 基礎D	定員 110 人数 110 年間延べ 1,320 民改率 0							4・5才児換算児童定員 398 年間延べ換算定員 4,776	3才児 ×1.5 2才児 ×5 1才児 ×6 0才児 ×10	
2. 年次推移表		≒直近3年間の資金収支計算書を比較することにより、施設経営の成長性を示す≒						※PPC顧客平均値(H23年度)		
		29年度	(1)比率	28年度	(1)比率	27年度	(1)比率	平均値※	(1)比率	
年間延べ園児数(人)		1,447		1,411		1,482				
4・5才児換算延べ園児数(人)		5,284	換算	5,144	換算	5,028	換算			
定員対比年間稼働率		110%	111%	514400%	108%	112%	112%			
事業活動に関する収支	収入	委託費収入(運営費収入)	138,898,840	53%	127,198,660	53%	122,358,110	52%		
		その他の事業収入(保育事業収入)	121,775,010	46%	108,970,602	46%	110,145,490	47%		
		借入金利息補助金収入	111,432	0%	119,712	0%	127,992	0%		
		経常経費寄付金収入	0	0%	20,000	0%	5,000	0%		
		受取利息配当金収入	172	0%	172	0%	3,301	0%		
		その他の収入	2,709,020	1%	2,420,170	1%	2,423,679	1%		
		事業活動収入計(1)	263,494,474	100%	238,729,316	100%	235,063,572	100%	188,209,970	1
		人件費支出	172,873,762	66%	160,830,650	67%	154,459,594	66%	134,850,138	1
		事業費支出	19,349,182	7%	19,007,004	8%	18,240,806	8%	19,454,322	0
		事務費支出	27,783,247	11%	16,502,643	7%	17,421,275	7%	15,826,146	0
	支払利息支出	128,946	0%	138,530	0%	148,110	0%			
	その他の支出	2,464,700	1%	2,310,700	1%	2,339,400	1%			
	事業活動支出計(2)	222,599,837	84%	198,789,527	83%	192,609,185	82%	170,130,606	1	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	40,894,637	16%	39,939,789	17%	42,454,387	18%	18,079,364	0	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	0	0%	0	0%	0	0%		
		施設整備等寄付金収入	0	0%	0	0%	0	0%		
		設備資金借入金収入	0	0%	0	0%	0	0%		
		施設整備等収入計(4)	0	0%	0	0%	0	0%		
	支出	設備資金借入金元金償還支出	2,604,000	1%	2,604,000	1%	2,604,000	1%		
	固定資産取得支出	1,544,264	1%	580,392	0%	1,783,598	1%			
	ファイナンス債務の返済支出	505,890	0%	1,383,480	1%	1,459,080	1%			
	施設整備費等支出計(5)	4,654,154	2%	4,567,872	2%	5,846,678	2%			
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-4,654,154	-2%	-4,567,872	-2%	-5,846,678	-2%			
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	502,320	0%	0	0%	55,201,600	23%		
		拠点区分間繰入金収入	0	0%	0	0%	0	0%		
		その他の活動による収入計(7)	502,320	0%	0	0%	55,201,600	23%		
	支出	積立資産積立支出	35,812,400	14%	31,680,840	13%	34,958,760	15%		
		拠点区分間繰入金支出	0	0%	0	0%	55,741,600	24%		
	その他の活動による支出計(8)	35,812,400	14%	31,680,840	13%	91,188,165	39%			
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-35,310,080	-13%	-31,680,840	-13%	-35,986,565	-15%			
	当期資金収支差額合計(10)=(9)+(6)+(9)	930,403	0%	3,691,077	2%	621,144	0%			
	前期末支払資金残高(11)	22,067,215		18,376,138		17,754,994				
	当期末支払資金残高(12)=(10)+(11)	22,997,618	9%	22,067,215	9%	18,376,138	8%			
3. 収益性		≒施設がいかに効率的な経営をしているか、また、それにより資金がいくら残ったかを示す≒								
		29年度	(1)比率	28年度	(1)比率	27年度	(1)比率			
+ 事業活動(経常)収入計(1)		263,494,474		238,729,316		235,063,572				
+ 退職給付引当資産取崩収入		502,320		0		0				
+ 施設整備費積立金に充てた補助金収入		0		0		0				
[調整後]経常収入計 A		263,996,794		238,729,316		235,063,572				
① 人件費比率 B ÷ A										
+ 人件費支出		172,873,762		160,830,650		154,459,594				
+ 福利厚生費		1,014,078		1,185,345		1,202,397				
+ 職員被服費		0		0		0				
+ 退職給付引当資産支出		1,812,400		1,680,840		1,658,760				
[調整後]人件費計 B		175,700,240	67%	163,696,835	69%	157,320,751	67%	事業活動収入に占める人件費の割合をより正確に示している		
② 事業活動資金収支差額比率 C ÷ A										
+ 事業活動資金収支差額(3)		40,894,637		39,939,789		42,454,387				
+ 退職給付引当資産取崩収入		502,320		0		0				
▲ 退職給付引当資産支出		-1,812,400		-1,680,840		-1,658,760		事業活動で、資金がいくら残ったかを示している		
+ 施設整備費積立預金に充てた補助金収入		0		0		0				
+ ファイナンス債務の返済支出		505,890		1,383,480		1,459,080				
[調整後]事業活動資金収支差額 C		40,090,447	15%	39,642,429	17%	42,254,707	18%			
③ 当期資金収支差額比較 D ÷ A										
+ 当期資金収支差額合計(10)		930,403		3,691,077		621,144				
▲ 拠点区分間繰入金収入		0		0		0				
+ 拠点(経理)区分間繰入金支出		0		0		55,741,600		施設整備や資金調達・返済を含めた施設運営全体で、資金がいくら残ったかを示している		
▲ その他の積立資産取崩収入		0		0		-55,201,600				
+ その他の積立預金積立支出		34,000,000		30,000,000		33,300,000				
[調整後]当期資金収支差額合計 D		34,930,403	13%	33,691,077	14%	34,461,144	15%			





4. 収支分岐点 ≒経常活動に於いて、収支が等しくなる(収支がトントンになる)収入がいくらであるか示している≒

	29年度	28年度	27年度	
委託費収入	138,898,840	127,198,660	122,358,110	
その他の事業収入	121,775,010	108,970,602	110,145,490	
雑収入 ※	3,322,944	2,560,054	2,559,972	
施設設備費積立預金に充てた補助金収入	0	0	0	
{収支分岐点算出用} 収入	263,996,794	238,729,316	235,063,572	
人件費支出	172,873,762	160,830,650	154,459,594	
職員俸給他 ☞ 固定費 ※	144,580,546	133,665,317	130,917,148	
非常勤・派遣給与 ☞ 変動費	28,293,216	27,165,333	23,542,446	
事務費支出等 ※ ☞ 固定費	30,347,840	19,809,912	20,743,605	
事業費支出等 ※ ☞ 変動費	19,149,119	19,094,021	18,424,557	
賃借料 ☞ 固定費 ※	606,060	299,894	292,399	
借入金利息支出(純額) ☞ 固定費	128,946	138,530	148,110	
借入金元金償還金支出(純額) ☞ 固定費	2,604,000	2,604,000	2,604,000	
退職手当引当金支出 ☞ 固定費	1,812,400	1,680,840	1,658,760	
固定費 計 ※	180,079,792	158,198,493	156,364,022	
変動費 計 ※	47,442,335	46,259,354	41,967,003	
{収支分岐点算出用} 支出	227,522,127	204,457,847	198,331,025	
	29年度	28年度	27年度	計算式
収支分岐点収入高	216,583,035	193,764,047	187,972,471	固定費支出÷(1-(変動費支出÷収入))
収支分岐点比率	82%	81%	80%	収支分岐点収入高÷{損益分岐点算出用}収入
1カ月当たりの収支分岐点園児数(人)	99	95	99	延べ年間児童数÷12月×損益分岐点比率
1カ月当たりの収支分岐点換算園児数(人)	361	348	335	換算延べ年間児童数÷12月×収支分岐点比率

収支分岐点比率は、現在の収入高に対する損益分岐点収入高の比率をいい、低いほど効率的な経営ができていいると考えられる。

28年度収支分岐点グラフ



4. 安全性 ≒施設の財政状態の安全性を示している≒

① 自己純資産比率 (E-G-H)/(F)	29年度		28年度		27年度		※PPC顧客平均値(H23年度)	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	※平均値	比率
純資産の部合計 E	339,275,781	31%	309,698,119	23%	287,537,408	16%	267,822,276	63%
資産の部合計 F	408,497,609		374,935,709		354,250,859		295,787,317	
国庫補助金等特別積立金 G	174,514,655		183,478,490		192,442,325		53,328,049	
基本金 H	38,983,290		38,983,290		38,983,290		60,868,466	

② 支払余力(当期末支払資金残高+積立預金額)と設備投資予定額の比較			
当期末支払資金残高	22,997,618	固定資産減価償却累計額	111,184,842
+積立預金額	122,299,780	(国庫補助金等特別積立金)	62,746,845
▲設備資金借入金残高	-31,031,000		
▲リース債務残高	0		
支払余力	114,266,398	>	設備投資予定額 111,184,842

純資産の割合は、純資産の部合計が資産の部合計の何割かを表しています。

支払余力>設備投資予定額であれば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられる。

5. その他

① 園児および職員人当たりの月額給食費		園児給食費	職員給食費
年間給食費	10,323,809	=	7,135
年間延べ園児数	1,447	<	7,000

園児給食費>職員給食費である場合には、指摘検査で指摘される可能性がある。

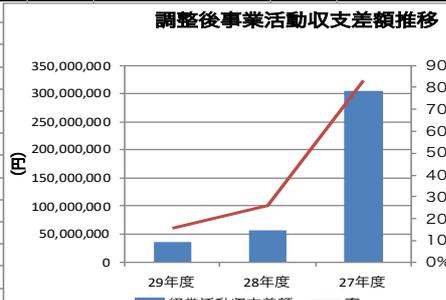
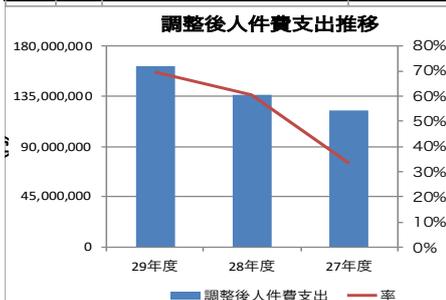
さくら実保育園				換算率	
1. 基礎D	定員 人数 90			4・5才児換算児童定員 318	3才児 ×1.5
	年間延べ 1,080			年間延べ換算定員 3,816	2才児 ×5
	民改率 0				1才児 ×6
					0才児 ×10

2. 年次推移表 ≒直近3年間の資金収支計算書と比較することにより、施設経営の成長性を示す≒ ※PPC顧客平均値(H23年度)

		29年度	(1)比率	28年度	(1)比率	27年度	(1)比率	平均値※	(1)比率	備考
年間延べ園児数(人)		1,231		1,151		1,048				
4・5才児換算延べ実園児数(人)		4,413	換算	4,448	換算	3,953	換算			
定員対比年間稼働率		114%	116%	109%	108%	112%	112%			
事業活動に関する収支	収入									
	委託費収入(運営費収入)	128,965,210	56%	118,487,210	57%	104,738,210	57%			
	その他の事業収入(保育事業収入)	99,521,450	43%	88,141,380	42%	80,501,900	43%			
	借入金利息補助金収入	403,032	0%	409,500	0%	0	0%			
	経常経費寄付金収入	395,000	0%	0	0%	0	0%			
	受取利息配当金収入	634	0%	546	0%	0	0%			
	その他の収入	2,429,890	1%	2,501,654	1%	0	0%			
	事業活動収入計(1)	231,715,216	100%	209,540,290	100%	185,240,110	100%	188,209,970	1	
	支出									
	人件費支出	159,117,475	69%	133,609,478	64%	119,780,567	65%	134,850,138	1	
事業費支出	17,929,000	8%	17,463,626	8%	17,711,985	10%	19,454,322	0		
事務費支出	17,806,041	8%	15,114,091	7%	20,338,767	11%	15,826,146	0		
支払利息支出	403,032	0%	409,500	0%	188,575	0%				
その他の支出	2,322,250	1%	2,278,150	1%	2,027,200	1%				
事業活動支出計(2)	197,577,798	85%	168,874,845	81%	160,047,094	86%	170,130,606	1		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	34,137,418	15%	40,665,445	19%	25,193,016	14%	18,079,364	0		
施設整備等による収支	収入									
	施設整備等補助金収入	0	0%	15,685,000	7%	180,420,000	97%			
	施設整備等寄付金収入	0	0%	0	0%	0	0%			
	設備資金借入金収入	0	0%	0	0%	100,000,000	54%			
	施設整備等収入計(4)	0	0%	15,685,000	7%	280,420,000	151%			
支出										
設備資金借入金元金償還支出	5,236,000	2%	0	0%	0	0%				
固定資産取得支出	4,101,652	2%	58,881,415	28%	315,799,440	170%				
ファイナンス債務の返済支出	3,103,920	1%	2,845,260	1%	0	0%				
施設整備費等支出計(5)	12,441,572	5%	61,726,675	29%	315,799,440	170%				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-12,441,572	-5%	-46,041,675	-22%	-35,379,440	-19%				
その他の活動による収支	収入									
	積立資産取崩収入	436,660	0%	40,183,540	19%	0	0%			
	拠点区分間繰入金収入	0	0%	0	0%	0	0%			
	その他の活動による収入計(7)	436,660	0%	40,183,540	19%	0	0%			
	積立資産積立支出	21,446,010	9%	31,339,060	15%	31,190,940	17%			
支出										
拠点区分間繰入金支出	0	0%	0	0%	0	0%				
その他の活動による支出計(8)	0	0%	0	0%	1,750,688	0%				
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	21,446,010	9%	31,339,060	15%	32,941,628	18%				
当期資金収支差額合計(10)=(9)+(6)+(9)	686,496	0%	3,468,250	2%	-43,128,052	-23%				
前期末支払資金残高(11)	27,431,815		23,963,565		2,758,460					
当期末支払資金残高(12)=(10)+(11)	28,118,311	12%	27,431,815	13%	-40,369,592	-22%				

3. 収益性 ≒施設がいかに効率的な経営をしているか、また、それにより資金がいくら残ったかを示す≒

		29年度	(1)比率	28年度	(1)比率	27年度	(1)比率
+ 事業活動(経常)収入計(1)		231,715,216		209,540,290		185,240,110	
+ 退職給付引当資産取崩収入		436,660		183,540		0	
+ 施設整備費積立金に充てた補助金収入		0		15,685,000		180,420,000	
〔調整後〕経常収入計 A		232,151,876		225,408,830		365,660,110	
① 人件費比率 B ÷ A							
+ 人件費支出		159,117,475		133,609,478		119,780,567	
+ 福利厚生費		1,033,343		1,005,962		840,331	
+ 職員被服費		0		0		0	
+ 退職給付引当資産支出		1,446,010		1,339,060		1,190,940	
〔調整後〕人件費計 B		161,596,828	70%	135,954,500	60%	121,811,838	33%
② 事業活動資金収支差額比率 C ÷ A							
+ 事業活動資金収支差額(3)		34,137,418		40,665,445		25,193,016	
+ 退職給付引当資産取崩収入		436,660		183,540		0	
▲ 退職給付引当資産支出		-1,446,010		-1,339,060		-1,190,940	
+ 施設整備費積立金に充てた補助金収入		0		15,685,000		280,420,000	
+ ファイナンス債務の返済支出		3,103,920		2,845,260		0	
〔調整後〕事業活動資金収支差額 C		36,231,988	16%	58,040,185	26%	304,422,076	83%
③ 当期資金収支差額比較 D ÷ A							
+ 当期資金収支差額合計(10)		686,496		3,468,250		-43,128,052	
▲ 拠点区分間繰入金収入		0		0		-61,411,600	
+ 拠点(経理)区分間繰入金支出		0		0		0	
▲ その他の積立資産取崩収入		0		-40,000,000		0	
+ その他の積立預金積立支出		20,000,000		30,000,000		0	
〔調整後〕当期資金収支差額合計 D		20,686,496	9%	-6,531,750	-3%	-104,539,652	-29%





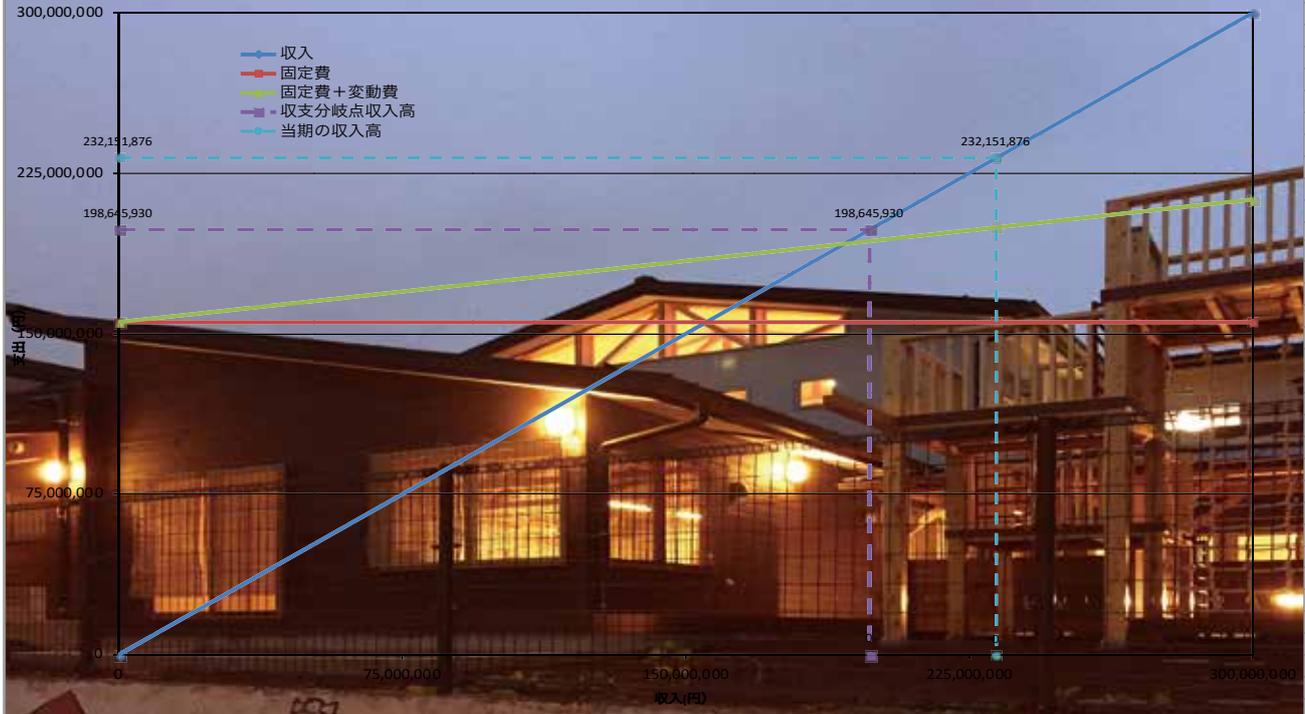
4. 収支分岐点 ≒ 経常活動に於いて、収支が等しくなる(収支がトントンになる) 収入がいくらであるか示している≒

	29年度	28年度	27年度
委託費収入	128,965,210	118,487,210	104,738,210
その他の事業収入	99,521,450	88,141,380	80,501,900
雑収入 ※	3,665,216	3,095,240	2,921,557
施設設備費積立預金に充てた補助金収入	0	15,685,000	180,420,000
<b>[収支分岐点算出用] 収入</b>	<b>232,151,876</b>	<b>225,408,830</b>	<b>368,581,667</b>
人件費支出	159,117,475	133,609,478	119,780,567
職員俸給他 ※	132,116,098	103,726,396	96,598,239
非常勤・派遣給与 ※	27,001,377	29,883,082	23,182,328
事務費支出等 ※	22,901,306	19,945,254	22,095,578
事業費支出等 ※	17,395,869	16,997,929	17,907,530
賃借料 ※	864,036	757,944	74,844
借入金利息支出(純額) ※	403,032	409,500	188,575
借入金元金償還金支出(純額) ※	5,236,000	0	0
退職手当引当金支出	1,446,010	1,339,060	1,190,940
<b>固定費 計 ※</b>	<b>162,966,482</b>	<b>126,178,154</b>	<b>120,148,176</b>
<b>変動費 計 ※</b>	<b>44,397,246</b>	<b>46,881,011</b>	<b>41,089,858</b>
<b>[収支分岐点算出用] 支出</b>	<b>207,363,728</b>	<b>173,059,165</b>	<b>161,238,034</b>

収支分岐点比率は、現在の収入高に対する損益分岐点収入高の比率をいい、低いほど効率的な経営ができていると考えられる。

	29年度	28年度	27年度	計算式
収支分岐点収入高	198,645,930	156,664,586	133,798,370	固定費支出 ÷ (1 - (変動費支出 ÷ 収入))
収支分岐点比率	86%	70%	36%	収支分岐点収入高 ÷ [損益分岐点算出用] 収入
1カ月当たりの収支分岐点園児数(人)	88	67	32	延べ年間園児数 ÷ 12月 × 損益分岐点比率
1カ月当たりの収支分岐点換算園児数(人)	315	258	120	換算延べ年間園児数 ÷ 12月 × 収支分岐点比率

28年度収支分岐点グラフ



4. 安全性 ≒ 施設の財政状態の安全性を示している≒

① 自己純資産比率 (E-G-H)/(F)	29年度			28年度			27年度			※PPC顧客平均値(H23年度)	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	※平均値	比率			
純資産の部合計 E	346,880,475	33%	330,458,240	28%	297,225,138	20%	267,822,276	52%			
資産の部合計 F	478,070,453		469,911,151		573,977,644		295,787,317				
国庫補助金等特別積立金 G	189,504,352		197,804,676		180,420,000		53,328,049				
基本金 H	0		0		0		60,868,466				

② 支払余力(当期末支払資金残高+積立預金額)と設備投資予定額の比較		※施設投資の備前日当り(前年度)と新年度の割合	
当期末支払資金残高	28,118,311	固定資産減価償却累計額	40,909,799
+ 積立預金額	50,000,000	(国庫補助金等特別積立金)	16,600,648
▲ 設備資金借入金残高	-87,132,000		
▲ リース債務残高	-6,466,500		
<b>支払余力</b>	<b>-15,480,189</b>	<b>設備投資予定額</b>	<b>40,909,799</b>

支払余力 > 設備投資予定額であれば、将来の設備投資予定額のうち、現時点で必要とされる額を確保できていると考えられる。

5. その他

① 園児および職員人当たりの月額給食費		園児給食費	職員給食費
年間給食費	7,236,643	5,879	7,000
年間延べ園児数	1,231		

園児給食費 > 職員給食費である場合には、指図検査で指摘される可能性がある。

# 7. 長期修繕・資金計画 (再掲)

社会福祉法人かやの実社 かやの実保育園 長期修繕計画表 (推定修繕工事項目 (小項目)別、年度別) =年間積立目標額=1,300万円

点検・修繕項目	修繕区分	経年1年度																						
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
外部	直接仮設	足場等	-	設置																				
建築	屋根	不燃シングル	塗装	全面改修																				
		水切り金物	塗装	全面改修																				
		雨樋	塩ビ製	塗装	取替																			
	外壁・上げ裏	コンクリート下地タイル貼り	補修	-																				
		コンクリート下地、吹付(弾性タイル、弾性リシン) (外壁下地補修)	-	-																				
	防水	軒天	ケイカル板の上塗装、岩綿吸音板	塗装	塗装・取替																			
		屋上	アスファルト防水(保護コンクリート)	塗膜防水	-																			
		パラペト	コンクリートの上塗膜防水、セメント板	-	-																			
		バルコニー	塗膜防水(ウレタン)	保護塗装	全面改修																			
		庇・笠木	モルタルの上塗膜防水	保護塗装	全面改修																			
		シーリング	打雑目地、サツシ回り、配管回り、その他	打替え	-																			
		ボーチ・玄関	透水性アスファルト	塗装・補修	-																			
		廊上(3階)	弾性舗装材	補修	取替																			
		ウッドデッキ	木製(アフリセリア、セラガンパノ)	塗装	取替																			
		鋼製建具	アルミ、鋼材、ガラス、シーリング	部品交換	取替																			
内部	廊下階段	コンクリート下地防滑製ビニール床シート	補修・貼替	-																				
	廊上フェンス、バルコニー手摺等	スチール、塩ビ被覆パイプ、ポリカーボネイト板	補修・交換	-																				
	門扉・扉・フェンス	ステンレス、アルミ、コンクリートブロック基礎	補修	-																				
	掲示板・物干し金物等	アルミ	補修	取替																				
	手足洗い、砂場、ピオーブ	コンクリート(またはOB)下地弾性保護材塗	(塗装) 下地補修・塗替	-																				
	テント	可動式(手動)	補修	取替																				
	遊小屋	コンクリート基礎、木造、電單車組、ポリカーボネイト	補修	全面改修																				
	外部 小計 (単位:万円)																							
	建築 中計 (単位:万円)																							
	電気	床	フローリング(ムク)	塗装	貼替																			
フローリング(複合)			塗装	貼替																				
壁		ビニル床シート	一部貼替	貼替																				
		合成畳	(取返し)	-																				
		タイル	補修	-																				
		ボードの上のビニルクロス	一部貼替	貼替																				
天井		化粧フレキシブルボード	一部貼替	貼替																				
		しっくい塗(生石灰クリーム)	補修	塗装																				
		木部(隠壁)	塗装	貼替																				
		岩綿吸音板、化粧石膏ボード、化粧九折シボボード	補修	取替																				
建具・家具類・手摺等	木部の上塗装、タイル	塗装・補修	貼替																					
電気 小計 (単位:万円)																								
機械	給水	水栓類	-	取替																				
		配管	-	取替																				
	排水・通気	配管	-	取替																				
		給湯器	本体	補修	取替																			
	給湯	温水器	本体	補修	取替																			
		ドライミスト	機器、配管	(点検)	(取替)																			
	雨水利用	機器、ポンプ	点検	取替																				
	衛生器具	機器	補修	取替																				
	厨房設備	機器	-	補修																				
	ガス設備	配管類	点検	取替																				
空調・換気設備	空調機器	点検	取替																					
	換気扇	点検	取替																					
オゾン	機器、配管	(点検)	(取替)																					
エレベーター	籠、駆動部	(点検)	取替																					
機械 小計 (単位:万円)																								
設備 中計 (単位:万円)																								
土地																								
総額 (単位:万円)																								
修繕費用目安各年計 (単位:万円)																								
修繕費用目安各年計 (調整時を1.0とする)																								
消費税 (単位:万円)																								
修繕費用目安各年計 (単位:万円)																								
建物減価償却(上段:年、下段:累計)	建物	20,071	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442		
建物取得額:31,044万円	設備	10,973	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735	735		
	取備	0,067	735	1,470	2,205	2,941	3,676	4,411	5,146	5,882	6,617	7,352	8,087	8,822	9,557	10,293	11,028							
施設整備積立金必要額累計(単位:万円)		1,177	2,954	3,530	4,707	5,884	7,244	8,421	9,598	10,774	11,951	13,128	14,305	15,482	16,659	17,836	19,013	20,190	21,367	22,544	23,721	24,898		
施設整備積立金(単位:万円)		560	1,100	950	1,250	-3,600	6,330	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300		
施設整備積立金累計 (単位:万円)		560	1,660	2,610	3,660	0	6,330	2,300	8,930	10,230	11,530	12,830	14,130	15,430	16,730	18,030	19,330	20,630	21,930	23,230	24,530	25,830		
修繕費用と積立金の差額 (単位:万円)		-617	-694	-920	-1,047	-5,884	-914	2,121	668	-544	-421	-298	-3,182	-3,038	-2,916	-2,792	-2,668	-1,824	-1,142	-283	564	1,423		

※:各GJ※:市振興費4,333千円移動13千円積立

※:かやの実数地平成29年度公示価格



社会福祉法人かやの実社 さくら保育園 長期修繕計画表 (推定修繕工事項目 (小項目)別、年度別) =年間積立目標額=1,700万円

点検・修繕項目	修繕区分	部分竣工	竣工																								
			2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037			
部位	部材	○	●	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H5	
外部 防水	屋根	ガルバウム鋼板葺き	塗装	葺替																							
	空木	アルミ既製品	-	取替																							
	雨樋	塩ビ製	補修	取替																							
		レッドシダー貼り	塗装	一部取替		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20	
	外壁	サイディングの上、塗装	塗装	-																							
		コンクリート打放	塗装	-																							
		足場	-	設置																							
	軒天	ケイ酸カルシウム板塗装	塗装	-																							
	破風	木製	塗装	部分取替		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10	
	窓外設置き場	露出塗膜防水	塗装	全面改修																							
		バルコニー	露出塗膜防水	塗装	全面改修																						
	物見等	露出塗膜防水	塗装	全面改修																							
		すのこ(ガラス、濡れ縁)	木製	塗装	取替		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20		20
	床	コンクリート	補修	-																							
	鋼製建具	アルミ・鋼製	部品交換	取替																							
	手摺	アルミ製、木製	塗装	取替		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10	
	物干し金物等	焼付塗装、アルミ	補修	取替																							
	門扉・扉・フェンス等	コンクリート打放	部品交換	取替																							
		アルミ、鋼製塗装、木部塗装	-	取替																							
	窓等	木製、塗装	塗装	取替		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10	
足洗い場、地流し	コンクリート製、ウレタン塗装	塗装	全面改修																								
外部 小計 (単位:万円)				0	70	0	70	0	80	0	70	0	70	0	70	0	800	0	70	0	70	0	80	0	70	0	70
内部	床	複合フローリング	塗装	一部貼替																							
		無垢フローリング	塗装	一部貼替																							
		ビニル床シート	塗装	貼替					20																		
		合成畳	表替入	取替					10																		
		タイル	-	一部貼替																							
	壁	壁紙	貼替	貼替																							
		塗り壁	補修	一部塗替																							
		シナ合板	補修	一部貼替					40																		
	天井	化粧珪酸カルシウム板/ルキシアボード	塗装	一部貼替					40																		
		化粧石膏ボード	塗装	一部貼替					20																		
		岩盤吸音板	塗装	一部貼替					40																		
		シナ合板、化粧梁・柱巻む	塗装	一部貼替					20																		
建具・家具類・手摺等	化粧フレキシボード	塗装	一部貼替					20																			
	壁紙	貼替	貼替					10																			
	木部の上塗装、ポリ板	塗装	一部取替					30																			
内部 小計 (単位:万円)				0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	410	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	
建築 中計 (単位:万円)				0	70	0	70	0	180	0	70	0	70	0	70	0	1210	0	70	0	70	0	190	0	70	0	70
電気	電気設備	開閉器・分電盤・配線・配管	塗装	取替																							
		照明器具	点検	取替					10																		
	非常用照明	(点検)	取替					10																			
		TV、TEL、情報・通信機器	TV、電話・インターネット・電気錠・放送設備	-	(取替)																						
	防火報知設備	受信機・警報装置	-	取替																							
	防犯設備・110番通報設備	パネル、機器、配線	-	取替																							
	太陽光発電	パネル、機器、配線	一部取替	取替																							
	電気 小計 (単位:万円)				0	0	0	10	0	10	0	10	0	10	0	390	0	10	0	0	0	810	0	120	0	2,140	0
機械	給排水設備	給水管・給湯管	-	取替																							
		給湯器・給水器	-	取替																							
		配水管・トラップ	-	取替																							
	空調・換気設備	水栓金具、洗面器、便所、流し台等	補修	取替																							
		空調機器	-	取替																							
		換気扇、フード、給気口	-	取替																							
	ガス設備	換気扇	-	取替																							
		雨風機	-	取替																							
	ガス設備	ガス管	-	取替																							
	厨房設備	-	補修	取替																							
	雨水利用	機械、ポンプ	-	取替																							
	温水式床暖房	床暖房用給湯器	-	取替																							
消火設備	屋内消火栓設備	-	取替																								
小荷物昇降機	-	-	取替																								
機械 小計 (単位:万円)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	110	0	0	0	0	730	0	0	0	30	0	
設備 中計 (単位:万円)				0	0	0	10	0	10	0	10	0	420	0	120	0	0	0	1,340	0	120	0	1,720	0	0	0	
土地																											
総額 (単位:万円)				0	70	0	80	0	190	0	80	0	490	0	490	0	1,330	0	70	0	1,610	0	310	18,252	2,240	0	70
修繕費用目安各年計 (単位:万円)				0	70	0	80	0	190	0	80	0	490	0	490	0	1,330	0	70	0	1,610	0	310	18,252	2,240	0	70
物価上昇率 (新築時を1.0とする)				1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
消費税 (単位:万円)				0.0	5.6	0.0	6.4	0.0	16.0	0.0	6.4	0.0	48.0	0.0	48.0	0.0	133.0	0.0	7.0	0.0	161.0	0.0	31.0	1,825.2	224.0	0.0	7.0
修繕費用目安累計 (単位:万円)				0	76	76	164	164	373	373	461	461	1,000	1,000	2,463	2,463	2,540	2,540	4,311	4,311	4,852	24,729	27,183	27,183	27,183	27,183	
建物減価償却(上段:年、下段:累計)				26,700	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801	801
建物取得額:37,396万円				0.030	801	1,602	2,403	3,204	4,005	4,806	5,607	6,408	7,209	8,010	8,811	9,612	10,413	11,214	12,015	12,816	13,617	14,418	15,219	16,020	16,821	17,622	
建物取得率				0.067	717	1,433	2,150	2,866	3,583	4,299	5,016	5,733	6,449	7,166	7,882	8,599	9,315	10,032	10,748	11,465	12,181	12,898	13,614	14,331	15,047	15,764	
施設整備積立金必要額累計(単位:万円)				1,518	3,111	4,628	6,234	7,751	9,278	10,896	12,601	14,119	15,715	17,693	20,673	22,191	23,786	25,303	27,875	28,676	29,818	30,696	31,961	33,961	35,961	38,700	



